

# 資料編

令和4年3月



## 資料編 目次

第1章 防災対策の計画的な推進	1
資料1.1 中井町防災会議条例	1
資料1.2 中井町防災会議委員名簿	3
資料1.3 気象状況	4
資料1.4 県内の主な活断層と調査実施状況	5
資料1.5 砂防指定地	7
資料1.6 急傾斜地崩壊危険区域	7
資料1.7 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）	8
資料1.8 土砂災害警戒区域等（土石流）	10
資料1.9 人口の推移	12
資料1.10 年齢別人口の推移	13
資料1.11 産業別就業人口の推移	13
資料1.12 自治会別人口	14
資料1.13 用途地域別面積	15
資料1.14 地目別土地利用面積	16
資料1.15 課税家屋数	17
資料1.16 道路の現況	18
県道の現況	18
町道の現況	18
橋りょうの現況	18
資料1.17 水道事業の現況	19
資料1.18 関東大地震の字別被害	20
資料1.19 想定地震の諸条件	21
資料1.20 地震被害想定結果	24
第2章 都市の安全性の向上	26
資料2.1 給水施設一覧	26
鋼板プール	26
非常用飲料水貯水槽	26
第3章 事前活動対策の充実	27
資料3.1 町指定緊急輸送路	27
本ルート	27
補助ルート	27
資料3.2 ヘリコプター臨時発着場	27

資料 3.3	各種防災協定等の締結状況	28
資料 3.4	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定	30
<b>第4章</b>	<b>災害時の応急活動対策</b>	<b>34</b>
資料 4.1	中井町災害対策本部条例	34
資料 4.2	中井町災害対策本部要綱	35
資料 4.3	中井町災害対策本部事務分担表	37
資料 4.4	中井町災害対策本部組織図	40
資料 4.5	災害情報記録用紙	41
様式 1	災害対策連絡票	41
様式 2	災害対策報告書	42
様式 3	被害状況等報告書	43
様式 4	被害の程度	44
様式 5	災害応急対策出動要請票	46
様式 6	避難場所確認票	47
様式 7	避難者カード	48
様式 8	広域避難場所開設報告書	49
様式 9	避難所設置及び収容状況	50
様式10	避難所収容者名簿報告書	51
様式11	避難所収容台帳	52
様式12	行方不明捜索届出書	53
様式13	死体処理台帳	54
様式14	埋葬台帳	55
様式15	業務引継書	56
様式16	罹災者台帳	57
様式17	罹災証明申請書	58
様式18	罹災証明書	59
資料 4.6	防災関係機関	60
資料 4.7	気象警報等の伝達系統	61
資料 4.8	気象通報様式	62
	警報・注意報発表様式	62
	情報（台風情報を含む）の発表様式	63
	神奈川県記録的短時間大雨情報様式	64
資料 4.9	被害報告の伝達系統	65
資料 4.10	被害の分類認定基準	66
資料 2.11	中井町避難所運営マニュアル	69
資料 4.12	神奈川県下消防相互応援協定	72
資料 4.13	神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領	75
別表 1	航空特別応援担当区域	79
別表 2	応援側市町の消防本部連絡先	79

航空特別応援（ヘリコプター）要請連絡表.....	80
資料 4.14 消防相互応援協定に基づく覚書.....	82
資料 4.15 自衛隊災害派遣要請書.....	85
資料 4.16 自衛隊災害派遣撤収要請書.....	86
資料 4.17 救助救急計画.....	87
資料 4.18 物品輸送引渡書・物品受領書.....	89
様式 1 輸送状況.....	90
資料 4.19 応急仮設住宅仕様基準.....	91
資料 4.20 公用負担権限証明書.....	92
<b>第 5 章 東海地震事前対策計画.....</b>	<b>93</b>
資料 5.1 中井町地震災害警戒本部条例.....	93
資料 5.2 中井町地震災害警戒本部運営要綱.....	95
資料 5.3 警戒宣言発令時の広報例文.....	97
資料 5.4 東海地震に関する事前対策.....	98
<b>巻末付図.....</b>	<b>119</b>
付図 1 浸水予想区域図.....	119
付図 2 土砂災害の危険区域図.....	120
付図 3 指定緊急避難場所・指定避難所及び消防施設位置図.....	121
付図 4 防災無線施設位置図.....	122



# 第1章 防災対策の計画的な推進

## 資料1.1 中井町防災会議条例

### ○中井町防災会議条例

昭和38年9月30日

条例第14号

改正 平成8年6月19日条例第9号

平成12年3月27日条例第6号

平成25年3月25日条例第5号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき中井町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務を掌る。

- (1) 中井町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて中井町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員を以つて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長を委嘱する者
  - (2) 神奈川県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (3) 神奈川県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから任命する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
  - (9) その他必要と認める機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- 6 委員の定数は、16人とする。

7 第5項第7号から第9号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係地方行政機関の職員、神奈川県、中井町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

**第5条** 防災会議に幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから町長が委嘱する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

**第6条** 防災会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

**第7条** 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則 (平成8年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第6号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1.2 中井町防災会議委員名簿

中井町防災会議委員名簿

(令和3年度)

区分	役職名	住所	電話番号
会長	中井町長	中井町比奈窪 56	0465-81-1111
委員	中井町副町長	〃	〃
〃	県西地域県政総合センター所長	開成町吉田島 2489-2	0465-83-5111
〃	県西土木事務所長	〃	〃
〃	小田原保健福祉事務所 足柄上センター所長	〃	〃
〃	松田警察署長	松田町松田庶子 477-1	0465-82-0110
〃	東京電力パワーグリッド(株) 小田原支社長	小田原市本町 1-9-25	0465-24-4461
〃	東日本電信電話(株) 神奈川西支店支店長	藤沢市朝日町 1-6	0466-22-8970
〃	小田原市消防本部消防長	小田原市前川 183-18	0465-49-4436
〃	中井町教育長	中井町比奈窪 56	0465-81-1111
〃	中井町消防団長	〃	〃
〃	中井町自治会連合会会長	〃	〃
〃	足柄上医師会会長	開成町吉田島 580	0465-83-1800
〃	(一社)足柄建設業協会会長	開成町吉田島 2581-4	0465-83-3322
〃	二宮郵便局長	二宮町二宮 400-8	0463-71-1231
〃	関東農政局神奈川県拠点 総括農政業務管理官	横浜市中区北仲通 5-57	045-211-0584

資料 1.3 気象状況

区 分	気 温 (°C)			平均湿度 (%)	降水量 (mm)
	平 均	最 高	最 低		
平成 5 年	12.0	34.5	-4.0	68.7	1,810.5
平成 10 年	16.0	36.0	-3.4	68.1	1,462.0
平成 15 年	15.5	35.8	-4.7	79.9	2,241.5
平成 20 年	15.9	36.4	-2.6	72.7	2,043.0
平成 25 年	16.3	36.3	-3.1	70.5	1,612.0
平成 28 年	16.5	35.7	-1.4	70.3	1,674.5
平成 29 年	16.0	36.9	-2.7	67.5	1,525.0
平成 30 年	16.9	35.8	-3.8	67.8	1,412.0
平成 31 年・令和元年	16.6	36.6	-1.3	69.1	1,669.5
1 月	6.1	15.6	-1.3	53.2	16.0
2 月	7.9	20.0	-0.8	59.6	34.5
3 月	10.7	21.9	0.4	60.2	69.0
4 月	13.1	25.0	1.2	65.0	169.0
5 月	18.9	27.9	7.7	68.4	166.0
6 月	21.4	31.2	14.4	79.0	224.0
7 月	24.4	35.1	17.7	81.7	142.0
8 月	28.1	36.3	21.2	77.6	94.0
9 月	25.2	36.6	18.2	74.6	115.0
10 月	19.9	32.3	12.4	76.0	452.5
11 月	13.6	24.9	1.8	68.6	119.0
12 月	9.5	21.2	1.2	65.2	68.5

(小田原市消防本部管内)

資料：小田原市消防本部「消防年報」

資料 1. 4 県内の主な活断層と調査実施状況

断層名 (長さ)	調査時期	最新活動 時期	再来間隔	調査結果	
①伊勢原断層 (約 21km)	平成 7 ～ 8 年度 県 調査	5 ～ 18 世 紀初頭	4000 ～ 6000 年	マグニチュード 7 程度の地震が発生 すると推定される。その際、東側が 西側に対して約 2 m 程度高まる段差 や撓みが生じる可能性がある。	
②秦野断層 (秦野断層： 2.8 km、下宿断 層：2.3 km、八 幡断層：1.4 km、 戸川断層：0.7 km、三屋断層： 0.6 km)	平成 9 ～ 10 年度 県 調査	約 1.7 万年 前またはそ れ以降	不明	少なくとも約 1.7 万年前またはそれ 以降に活動している。ただし、国府 津一松田断層帯の活動に付随して活 動する可能性がある。	
③渋沢断層 (渋沢東断 層：5.4 km、渋 沢西断層：1.7 km)	平成 9 ～ 10 年度 県 調査	1 万年前以 降に活動し た可能性が 高い	不明	活動時期は明らかではないが、国府 津一松田断層帯の活動に付随して活 動する可能性がある。	
三 浦 半 島 断 層 群 主 部	④ 衣 笠・北 武断層 帯 (14km + 海 域)	平成 11～ 12 年度 県 調査	6～7 世紀	1900 ～ 4900 年	少なくともマグニチュードが 6.7 程 度の地震が発生すると推定され、そ の時のずれの量は 1 m 程度となる可 能性があるが、他のデータをもとに 計算による求めると、マグニチュー ド 7.0 程度もしくはそれ以上となる 可能性がある。
			2300～1900 年前	1600 ～ 1900 年	マグニチュード 6.6 程度もしくはそ れ以上の地震が発生すると推定さ れ、その時のずれの量は 1 m 程度と なる可能性がある。
三 浦 半 島 断 層 群 南 部	⑥南下 浦断層 ⑦引橋 断 層 (6km + 海 域)	平成 11～ 12 年度 県 調査	2.6 ～ 2.2 年前	不明	全体が一つの区間として活動すると 推定され、その際にはマグニチュー ド 6.1 程度もしくはそれ以上の地震 が発生すると推定され、その時のず れの量は 0.5m 程度もしくはそれ以 上となる可能性がある。
⑧小向断層 (約 3 km)	平成 13～ 15 年度 県 調査	12～13 万 年前以降	不明	次の活動は不明だが、地形的には明 瞭な活断層である。	
⑨生沢断層 (約 5 km)	平成 13～ 15 年度 県 調査	不明	不明	次の活動は不明。国府津一松田断層 帯の活動に付随して活動する可能 性がある。	
⑩平山一松田 北断層帯 (15km)	平成 13～ 15 年度 県 調査、平成 21～23 年 度 文 科 省 調査	約 2700 年 前	4000 ～ 5000 年 程度	平山断層、内川断層、日向断層、丸 山断層、松田山麓断層、松田北断 層からなる。本断層帯が一つの区間 として活動する場合、マグニチュー ド 6.8 程度の地震が発生する可能 性がある。	

①塩沢断層帯 (約 15km 以上)	平成 13～15 年度県調査、平成 21～23 年度文科省調査	不明	800 年程度	山北町から御殿場市付近に至る断層帯である。本断層帯が一つの区間として活動する場合、マグニチュード 6.8 程度もしくはそれ以上の地震が発生する可能性がある。
(⑫国府津—松田断層帯 (約 35km 以上)) ※プレート境界からの分岐断層として評価されるようになった。	平成 13～15 年度県調査、平成 21～23 年度文科省調査	12 世紀以後、14 世紀前半以前	約 800 ～ 1300 年	国府津—松田断層帯は、大深度反射法弾性波探査の結果からフィリピン海プレートと陸側プレートの沈み込み境界から分岐した断層であると考えられることから、本断層帯が単独で震源断層となることはない。従っていわゆる活断層としての評価はしない。相模トラフで発生する海溝型地震の数回に 1 回の割合で活動すると考えられる。

最新活動時期：最新に地震を起こした時期

再来間隔：地震が起こる間隔



資料 1.7 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定 年月日	県告示 第号	指定 年月日	県告示 第号
1	遠藤、久所及 び田中	遠藤 1	361-H23-00001	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
2	遠藤、久所、 北田、半分形 及び田中	遠藤 2	361-H23-00002	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
3	久所、藤沢及 び遠藤	久所 1	361-H23-00003	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
4	久所、北田及 び田中	久所 2	361-H23-00004	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
5	久所、藤沢及 び北田	久所 3	361-H23-00005	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
6	久所、北田及 び藤沢	久所 4	361-H23-00006	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
7	北田及び久所	北田 1	361-H23-00007	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
8	半分形	半分形 1	361-H23-00008	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
9	半分形、久所 及び田中	半分形 2	361-H23-00009	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
10	田中及び半分 形	田中 1	361-H23-00010	H25. 12. 20 R3. 8. 6 解 除	第 665 号		
11	古怒田及び半 分形	古怒田 1	361-H23-00011	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
12	鴨沢及び大井 町高尾	鴨沢 1	361-H23-00012	R2. 12. 4	第 439 号	R2. 12. 4	第 439 号
13	鴨沢及び大井 町赤田	鴨沢 2	361-H23-00013	R2. 12. 4	第 439 号	R2. 12. 4	第 439 号
14	鴨沢	鴨沢 3	361-H23-00014	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
15	鴨沢及び雑色	鴨沢 4	361-H23-00015	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
16	鴨沢	鴨沢 5	361-H23-00016	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
17	雑色、鴨沢及 び松本	雑色 1	361-H23-00017	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
18	雑色	雑色 2	361-H23-00018	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
19	雑色、北田、 比奈窪、半分 形、久所及び 田中	雑色 3	361-H23-00019	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
20	井ノ口	井ノ口 1	361-H23-00020	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
21	井ノ口	井ノ口 2	361-H23-00021	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
22	井ノ口	井ノ口 3	361-H23-00022	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
23	井ノ口	井ノ口 4	361-H23-00023	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
24	井ノ口及び藤 沢	井ノ口 5	361-H23-00024	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号

25	井ノ口	井ノ口 6	361-H23-00025	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
26	井ノ口	井ノ口 7	361-H23-00026	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
27	井ノ口	井ノ口 8	361-H23-00027	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
28	井ノ口	井ノ口 9	361-H23-00028	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
29	井ノ口及び中郡二宮町一色	井ノ口 10	361-H23-00029	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
30	井ノ口	井ノ口 11	361-H23-00030	R2. 12. 4	第 438 号		
31	藤沢及び井ノ口	藤沢 1	361-H23-00031	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
32	藤沢	藤沢 2	361-H23-00032	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
33	藤沢及び井ノ口	藤沢 3	361-H23-00033	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
34	藤沢	藤沢 4	361-H23-00034	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
35	藤沢	藤沢 5	361-H23-00035	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
36	藤沢及び久所	藤沢 6	361-H23-00036	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
37	藤沢及び久所	藤沢 7	361-H23-00037	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
38	比奈窪	比奈窪 1	361-H23-00038	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
39	比奈窪及び松本	比奈窪 2	361-H23-00039	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
40	比奈窪	比奈窪 3	361-H23-00040	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
41	比奈窪及び松本	比奈窪 4	361-H23-00041	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
42	比奈窪及び藤沢	比奈窪 5	361-H23-00042	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
43	岩倉、境及び境別所	岩倉 1	361-H23-00043	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
44	岩倉	岩倉 2	361-H23-00044	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
45	岩倉	岩倉 3	361-H23-00045	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
46	岩倉	岩倉 4	361-H23-00046	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
47	岩倉	岩倉 5	361-H23-00047	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
48	岩倉及び松本	岩倉 6	361-H23-00048	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
49	岩倉	岩倉 7	361-H23-00049	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
50	岩倉、松本及び比奈窪	岩倉 8	361-H23-00050	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
51	松本、秦野市柄窪及び平沢	松本 1	361-H23-00051	R2. 12. 4	第 436 号	R2. 12. 4	第 436 号
52	松本	松本 2	361-H23-00052	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
53	松本	松本 3	361-H23-00053	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号

54	松本	松本 4	361-H23-00054	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
55	松本	松本 5	361-H23-00055	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
56	松本	松本 6	361-H23-00056	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
57	松本、岩倉及び比奈窪	松本 7	361-H23-00057	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
58	境別所及び境	境別所 1	361-H23-00058	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
59	境別所及び境	境別所 2	361-H23-00059	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
60	境別所及び境	境別所 3	361-H23-00060	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
61	境	境 1	361-H23-00061	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
62	境	境 2	361-H23-00062	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
63	境	境 3	361-H23-00063	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
64	境	境 4	361-H23-00064	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
65	境、井ノ口及び藤沢	境 5	361-H23-00065	R2. 12. 4	第 438 号	R2. 12. 4	第 438 号
-	井ノ口	一色 5	342-h27-005	R3. 05. 14	第 344 号	R3. 05. 14	第 344 号
-	鴨沢 ※中井町と大井町に跨るため両町に掲載	赤田 2	362-H27-008	R3. 5. 25	第 422 号	R3. 5. 25	第 422 号

令和 3 年 8 月 6 日現在

資料：神奈川県砂防海岸課

資料 1. 8 土砂災害警戒区域等（土石流）

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
1	井ノ口	五分一沢	72001	H25. 12. 20	第 668 号	H25. 12. 20	第 668 号
2	北田	遠藤沢 1	72002-1	H25. 12. 20	第 668 号	H25. 12. 20	第 668 号
3	北田	遠藤沢 2	72002-2	H25. 12. 20	第 666 号		
4	半分形、田中及び遠藤	雨ヶ入沢 1	72003-1	H25. 12. 20	第 668 号	H25. 12. 20	第 668 号
5	半分形、田中及び遠藤	雨ヶ入沢 2	72003-2	H25. 12. 20	第 668 号	H25. 12. 20	第 668 号
6	鴨沢	池田沢	72301	H25. 12. 20	第 668 号	H25. 12. 20	第 668 号
7	田中、遠藤及び北田	中山沢右支川	72900	H25. 12. 20	第 668 号	H25. 12. 20	第 668 号
8	雑色	清水口沢右支川	72901	H25. 12. 20	第 668 号	H25. 12. 20	第 668 号

9	雑色及び半分形	清水口沢 1	72902-1	H25. 12. 20	第 666 号		
10	雑色及び半分形	清水口沢 2	72902-2	H25. 12. 20	第 668 号	H25. 12. 20	第 668 号
11	鴨沢及び雑色	谷戸口沢	72903	H25. 12. 20	第 668 号	H25. 12. 20	第 668 号
12	鴨沢	上河原沢	72904	H25. 12. 20	第 668 号	H25. 12. 20	第 668 号
13	北田及び遠藤	北田沢左支川	72907	H25. 12. 20	第 668 号	H25. 12. 20	第 668 号
14	古怒田及び半分形	雨ヶ入沢右支 川 1	72908	H25. 12. 20	第 668 号	H25. 12. 20	第 668 号
15	古怒田及び半分形	雨ヶ入沢右支 川 2	72909	H25. 12. 20	第 668 号	H25. 12. 20	第 668 号
16	古怒田	雨ヶ入沢	72910	H25. 12. 20	第 668 号	H25. 12. 20	第 668 号
17	境別所	小原沢	22305	H26. 12. 9	第 605 号		
18	鴨沢	桃ノ木沢	72302-1	H27. 1. 9	第 10 号		
19	鴨沢	柄沢 1	72302-2	H27. 1. 9	第 11 号		
20	鴨沢	柄沢 2	72302-3	H27. 1. 9	第 11 号		
21	鴨沢	柄沢 3	72302-4	H27. 1. 9	第 11 号		
22	鴨沢	横道沢	72303	H27. 1. 9	第 10 号		
23	松本	大棚沢左支川	72906	H27. 1. 9	第 10 号		
24	井ノ口	立の沢 1	72300-1	H28. 5. 27	第 281 号	H28. 5. 27	第 281 号
25	井ノ口	立の沢 2	72300-2	H28. 5. 27	第 281 号	H28. 5. 27	第 281 号

令和 3 年 8 月 6 日現在

資料：神奈川県砂防海岸課

資料 1.9 人口の推移

(単位：人、世帯)

区 分	人 口			世帯数	1 世 帯 当り人員	人口性比 (女=100)
	総 数	男	女			
昭和 5 年	5,258	2,695	2,563	850	6.18	105.2
昭和 10 年	5,231	2,659	2,572	840	6.23	103.4
昭和 15 年	5,360	2,722	2,638	828	6.47	103.2
昭和 22 年	6,527	3,147	3,380	1,015	6.43	93.1
昭和 25 年	6,361	3,107	3,254	980	6.49	95.5
昭和 30 年	6,140	3,023	3,117	962	6.38	97.0
昭和 35 年	5,808	2,846	2,962	958	6.06	96.1
昭和 40 年	5,604	2,795	2,809	978	5.73	99.5
昭和 45 年	6,028	3,016	3,012	1,204	5.01	100.1
昭和 50 年	7,356	3,725	3,631	1,583	4.65	102.6
昭和 55 年	8,626	4,414	4,212	2,134	4.04	104.8
昭和 60 年	9,371	4,839	4,532	2,405	3.90	106.8
平成 2 年	10,054	5,122	4,932	2,720	3.70	103.9
平成 7 年	10,398	5,310	5,088	3,045	3.41	104.4
平成 12 年	10,222	5,214	5,008	3,072	3.33	104.1
平成 17 年	10,173	5,174	4,999	3,192	3.19	103.5
平成 22 年	10,010	5,007	5,003	3,339	3.00	100.1
平成 27 年	9,679	4,834	4,845	3,359	2.88	99.8
令和 2 年	9,300	4,664	4,636	3,425	2.72	100.6

資料：国勢調査

※昭和 22 年臨時国勢調査（神奈川県人口統計調査）

資料 1.10 年齢別人口の推移

区分 年次	階級別人口 (人)				構成比 (%)		
	幼年人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	計	幼年人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)
昭和 55 年	2,227	5,679	720	8,626	25.8	65.8	8.3
昭和 60 年	2,985	5,558	828	9,371	31.9	59.3	8.8
平成 2 年	1,933	7,104	1,017	10,054	19.2	70.7	10.1
平成 7 年	1,586	7,574	1,234	10,398	15.3	72.8	11.9
平成 12 年	1,370	7,344	1,507	10,222	13.4	71.8	14.7
平成 17 年	1,299	6,930	1,944	10,173	12.8	68.1	19.1
平成 22 年	1,270	6,295	2,445	10,010	12.7	62.9	24.4
平成 27 年	1,076	5,565	3,030	9,679	11.1	57.5	31.3
令和 2 年	839	4,836	3,303	9,300	9.3	53.9	36.8

資料：国勢調査

資料 1.11 産業別就業人口の推移

区分 年次	総人口 (A) (人)	就業人口 (B) (人)	就業率 (B/A) (%)	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
				就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)
昭和 55 年	8,626	4,236	49.1	852	20.1	1,656	39.1	1,723	40.7
昭和 60 年	9,371	4,719	50.4	815	17.3	1,939	41.1	1,959	41.5
平成 2 年	10,054	5,352	53.2	715	13.4	2,171	40.6	2,463	46.0
平成 7 年	10,398	5,893	56.7	640	10.9	2,192	37.2	3,050	51.8
平成 12 年	10,222	5,728	56.0	584	10.2	1,923	33.6	3,203	55.9
平成 17 年	10,173	5,560	54.7	592	10.6	1,662	29.9	3,241	58.3
平成 22 年	10,010	5,049	50.4	432	8.6	1,464	29.0	3,153	62.4
平成 27 年	9,679	4,852	78.6	439	9.0	1,413	29.1	3,000	61.8

資料：国勢調査

資料 1.12 自治会別人口

(単位：人、世帯)

自治会	世帯数	人 口		
		男	女	総数
総 数	3,799	4,691	4,571	9,262
中村上地区	311	400	438	838
比奈窪	45	53	53	106
松本下	54	68	79	147
松本上	61	78	84	162
岩 倉	26	45	49	94
雑 色	38	50	54	104
鴨 沢	46	55	64	119
古怒田	41	51	55	106
中村下地区	768	995	1,012	2,007
半分形	93	134	134	268
大久保	140	190	208	398
遠 藤	169	191	200	391
五所宮	100	133	130	263
北 田	110	140	139	279
久 所	92	120	120	240
藤 沢	64	87	81	168
境 地 区	233	291	255	546
境 原	116	132	103	235
本 境	45	59	57	116
境別所	72	100	95	195
井ノ口地区	1,368	1,774	1,792	3,566
下井ノ口	81	109	120	229
北 窪	185	230	239	469
宮 向	207	267	276	543
宮 前	187	252	246	498
宮 上	172	215	217	432
宮 原	374	480	484	964
葛 川	20	28	27	55
砂 口	30	33	37	70
遠藤原	52	82	72	154
五分一	60	78	74	152
そ の 他	1,119	1,231	1,074	2,305

※令和3年1月1日現在

資料：税務町民課

資料 1.13 用途地域別面積

告示年月	総面積	市 街 化 区 域								小計	市街化調整区域
		住居地域	第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域		
昭和 45. 6	1,975	77	—	—	—	—	10	24	—	112	1,863
48. 9	1,975	81	—	—	—	—	10	21	—	112	1,863
54. 3	1,975	95	—	—	—	—	10	21	—	126	1,849
59.12	1,975	98	—	—	—	—	10	21	8	137	1,838
63. 3	1,975	98	—	—	—	—	29	21	8	156	1,819
平成 元. 7	1,975	98	—	—	—	—	29	21	62	210	1,765
2.12	1,975	98	—	—	—	—	29	21	62	210	1,765
6. 4	1,975	98	—	—	—	—	29	33	62	222	1,753
8. 5	1,975	廃止	—	50	44	4	29	33	62	222	1,753
9. 3	2,001	—	—	50	44	4	29	33	62	222	1,779
10.11	2,001	—	3	50	44	4	29	33	62	225	1,776
12.12	2,001	—	2	50	45	4	29	33	62	225	1,776
13.11	2,002	—	2	50	45	4	29	33	62	225	1,777
15. 1	2,002	—	2	50	45	4	29	33	62	225	1,777
21. 9	2,002	—	2	50	45	4	29	33	62	225	1,777
26.11	2,002	—	2	45	45	9	29	33	62	225	1,777
28.11	1,999	—	2	45	45	9	29	33	62	225	1,774
面積割合	(100.0)	—	(0.1)	(2.2)	(2.2)	(0.5)	(1.5)	(1.7)	(3.1)	(11.3)	(88.7)

※面積の表示は都市計画の告示面積に基づく

資料：まち整備課

資料 1.14 地目別土地利用面積

(単位:ha)

区 分	宅 地	田		畑		山 林	その他	計
			市街化		市街化			
平成								
28年度	288.6	41.8	0.0	545.4	18.2	681.5	501.7	1,999
29年度	229.5	41.7	0.0	543.7	16.5	681.3	502.8	1,999
30年度	230.2	41.7	0.0	541.6	15.9	681.2	504.3	1,999
令和								
1年度	232.8	40.9	0.0	542.5	16.1	681.2	501.6	1,999
2年度	233.1	40.9	0.0	540.7	14.6	680.8	503.5	1,999

資料：税務町民課（固定資産概要調書）

## 資料 1.15 課税家屋数

(単位：棟、㎡)

区分	棟数					面積				
	総数	専用住宅		その他		総面積	専用住宅		その他	
		木造	非木造	木造	非木造		木造	非木造	木造	非木造
平成 17年度	5,197	2,335	333	1,894	635	992,152	277,643	58,400	121,226	534,883
平成 22年度	5,251	2,477	357	1,795	622	1,041,825	298,275	62,180	117,736	563,634
平成 23年度	5,253	2,495	358	1,779	621	1,042,190	300,601	62,316	116,751	562,522
平成 24年度	5,257	2,516	358	1,761	622	1,041,932	303,012	62,070	115,440	561,410
平成 25年度	5,268	2,538	360	1,752	618	1,046,507	305,168	62,230	115,211	563,898
平成 26年度	5,265	2,559	369	1,728	609	1,046,535	309,123	66,116	114,924	556,372
平成 27年度	5,273	2,711	368	1,579	615	1,046,414	327,628	65,743	95,995	557,048
平成 28年度	5,296	2,736	368	1,578	614	1,050,853	330,963	63,540	96,430	559,920
平成 29年度	5,311	2,744	374	1,577	616	1,055,372	331,735	63,580	97,030	563,027
平成 30年度	5,303	2,759	376	1,555	613	1,057,576	333,668	63,866	97,375	562,667
令和 1年度	5,266	2,775	373	1,508	610	1,067,931	336,182	64,438	96,721	570,590
令和 2年度	5,270	2,783	375	1,496	616	1,075,207	337,195	64,716	96,347	576,949

資料：税務町民課（固定資産概要調書）

資料 1.16 道路の現況

県道の現況

(単位：m、%)

路線名	実延長	舗装延長	舗装率
主要地方道 秦野二宮線 (バイパスも含む)	5,426	5,426	100.0
平塚松田線	6,657	6,657	100.0
一般県道 中井羽根尾線	1,925	1,925	100.0
合計	14,008	14,008	100.0

※令和3年8月1日現在

資料：県西土木事務所

町道の現況

(単位：m、%)

路線名	実延長	舗装延長	舗装率
1 級 (4)	8,285	8,285	100.0
2 級 (13)	22,003	22,003	100.0
3 級 (202)	84,631	74,654	88.2
合計	114,919	104,942	91.3

※平成27年4月1日現在、( ) 中は路線数。

資料：まち整備課

橋りょうの現況

(単位：橋、m)

区分	総数		永久橋		木橋	
	橋数	延長	橋数	延長	橋数	延長
総数	75	1,845.00	74	1,826.00	1	19.00
県道	21	1,168.00	21	1,168.00	—	—
町道	62	1,241.50	61	1,222.50	1	19.00

※令和3年8月1日現在

資料：県西土木事務所・まち整備課

資料 1.17 水道事業の現況

区 分	年間配水量	1 日 最 大 配 水 量	1 人 1 日 当 最大配水量	1 日 平 均 給 水 量	1 人 1 日 当 平均給水量
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	l	m <sup>3</sup>	l
平成 14 年	2,226,333	6,637	644	5,671	550
平成 15 年	2,082,888	6,154	597	5,476	531
平成 16 年	2,205,273	6,293	606	5,728	552
平成 17 年	2,298,434	7,788	754	5,826	564
平成 18 年	2,286,261	7,513	732	5,651	551
平成 19 年	2,595,331	7,938	780	6,506	639
平成 20 年	2,136,425	7,930	775	5,416	530
平成 21 年	2,113,442	7,968	782	5,334	523
平成 22 年	2,083,784	7,444	735	5,295	523
平成 23 年	2,041,831	7,005	697	5,203	517
平成 24 年	1,997,234	7,069	716	5,065	513
平成 25 年	2,148,528	7,736	779	5,468	550
平成 26 年	2,254,653	7,910	804	5,471	556
平成 27 年	2,348,214	8,219	841	5,631	576
平成 28 年	2,300,985	7,929	814	5,534	568
平成 29 年	2,248,368	7,779	807	5,573	578
平成 30 年	2,245,714	7,927	828	5,612	586
令和 1 年	2,199,762	7,846	829	5,613	593
令和 2 年	2,124,217	7,534	808	5,433	582

資料：上下水道課

資料 1.18 関東大地震の字別被害

字 名	死 者	行方不明	全 壊	半 壊	備 考
比 奈 窪	0	0	15	11	
松 本	7	0	13	30	
雑 色	0	0	2	9	被害は軽かった
鴨 沢	1	1	8	25	中村川に沿う崖の崩壊多し
古 怒 田	0	1	1	20	
半 分 形	0	0	3	11	
田 中	2	6	10	19	
遠 藤	0	0	12	23	
北 田	4	2	15	17	
久 所	0	1	1	0	被害は軽かった
藤 沢	0	1	1	10	
岩 倉	1	0	4	9	
境	5	1	53	29	被害大
境 別 所	1	2	17	18	被害大
井 ノ 口	3	6	55	88	下井ノ口、北窪、宮砂口、遠藤原
合 計	24	21	210	319	

出典：中井町誌

## 資料 1.19 想定地震の諸条件

### 1 地震被害想定調査の内容

県では、これまで昭和57～60年度、平成3～4年度、阪神・淡路大震災後の平成9～10年度及び平成19～20年度に地震被害想定調査を実施している。その後、平成23年に東日本大震災が発生し、この災害調査の結果から多くの教訓や課題が明らかにされている。

今回の調査は、このような背景を踏まえるとともに、地震学、地震工学、災害社会学等の最新の知見や、神奈川県其自然的条件や都市環境等の社会的条件及び産業構造等の特性も加味して、神奈川県に影響を及ぼす地震による地震動の大きさや構造物の損壊、火災の発生等の物的被害、そこから発生する人的被害、経済被害等を定量的に想定したものである。

以下、「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」より抜粋。

本被害想定調査の概要は、次のとおりである。

- ア 地震学及び地震工学等の最新の知見や技術を用い、神奈川県其自然条件や都市環境等の社会条件の特性を加味して、神奈川県に影響を与える地震による地震動の大きさや人的、物的被害の想定を行う。
- イ 神奈川県地震に対する脆弱度を評価することにより、地域防災計画や地震防災諸施策の検討の基礎資料とする。
- ウ 地震による被害の軽減目標と、その目標を達成するために必要な対策で構成する「神奈川県地震防災戦略」の見直しを行うための基礎資料とする。

### 2 地震被害の想定

今回の被害想定調査における想定地震は、原則として、下表の6地震とし、5つ地震を参考地震として想定し、合計11の地震とした。

また、想定ケースとしては、冬5時、夏12時、冬18時、平日の3ケースを想定した。

#### (1) 想定地震の選定の視点

県に及ぼす被害の量的・地域的な状況や、発生切迫性を考慮して、以下の⑦～⑩の視点により、6地震を選定しました。

また、㊸のように、発生確率が極めて低く、県の防災行政やまちづくり行政などにおいて超長期的な対応となる地震や、国の被害想定において最新の知見による震源モデルが示されたものの被害量は想定されていない地震については、参考地震として、5地震を選定しました。

- ⑦ 地震発生切迫性が高いとされている地震
- ⑧ 法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震
- ⑨ 地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震
- ㊸ 発生確率は極めて低いですが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震

想定地震名	モーメント マグニチュード	県内で想定される 最大震度	発生確率	選定の 視点	
都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を中心に震度6強	(南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%)	㊦㊧	
三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で震度6強	30年以内6~11%	㊦㊦	
神奈川県西部地震	6.7	県西地域で震度6強	(過去400年の間に同クラスの地震が5回発生)	㊦㊦	
東海地震	8.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は30年以内70%程度)	㊦㊧㊦	
南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は30年以内70%程度)	㊦㊧	
大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30年以内ほぼ0%~5% (2~4百年の発生間隔)	㊦	
（ 参 考 地 震 ）	元禄型関東地震	8.5	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30年以内ほぼ0% (2~3千年の発生間隔)	㊦
	相模トラフ沿いの最大クラスの地震	8.7	全県で震度7	30年以内ほぼ0% (2~3千年あるいはそれ以上の発生間隔)	㊦
	慶長型地震	8.5	(津波による被害のみ想定)	(評価していない)	㊦
	明応型地震	8.4	(津波による被害のみ想定)	(評価していない)	㊦
	元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	8.3	(津波による被害のみ想定)	(評価していない)	㊦

### (3) 地震の説明

#### ① 都心南部直下地震

首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震です。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。

#### ② 三浦半島断層群の地震

三浦半島断層帯を震源域とする活断層型の地震です。前回の調査では、モーメントマグニチュード6.9としていましたが、最新の知見からモーメントマグニチュードを変更しています。

#### ③ 神奈川県西部地震

神奈川県西部を震源域とする地震です。

#### ④ 東海地震

駿河トラフを震源域とする地震です。神奈川県地域防災計画(マニュアル・資料)において地震の事前対策について位置づけ、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策強化地域に指定されています。

⑤ 南海トラフ巨大地震

南海トラフを震源域とする地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。

なお、地震の規模が大きく、長周期地震動による影響を考慮せざるを得ないものの、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さくなっています。

⑥ 大正型関東地震

相模トラフを震源域とする地震です。1923年の大正関東地震を再現した地震で、国では長期的な防災・減災対策の対象としています。

⑦ 元禄型関東地震（参考）

相模トラフから房総半島東側を震源域とする地震です。1703年の元禄関東地震を再現した地震で、現実が発生した最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。

⑧ 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）

元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とする地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。

⑨ 慶長型地震（参考）

南海トラフ沖と相模トラフ沿いを繋ぐ断層を設定し、そこで想定した正断層型の地震です。最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

⑩ 明応型地震（参考）

南海トラフから銭洲海嶺に伸びるフィリピン海プレート内の断層を設定し、そこで想定した逆断層型の地震です。最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

⑪ 元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震（参考）

相模トラフで発生する海溝型と国府津－松田断層帯の地震が連動発生する地震です。最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

資料 1.20 地震被害想定結果

本町における想定地震の被害想定は次のとおりである。

被害想定結果一覧

			① 都心南部 直下地震	② 神奈川県 西部地震	③ 東海地震	④ 南海トラ フ巨大地 震	⑤ 大正型 関東地震	⑥ 元禄型 関東地震 (参考)
モーメントマグニチュード (Mw)			7.3	6.7	8.0	9.0	8.2	8.5
建物被害	全壊棟数	揺れ (棟)	30	*	0	*	2,290	2,290
		液状化 (棟)	0	0	0	0	0	0
		急傾斜地崩壊 (棟)	*	0	0	0	*	*
		計 (棟)	30	0	0	0	2,290	2,290
	半壊棟数	揺れ (棟)	360	120	20	90	1,160	1,160
		液状化 (棟)	0	0	0	0	0	0
急傾斜地崩壊 (棟)		*	*	0	0	*	*	
	計 (棟)	360	120	20	90	1,160	1,160	
火災被害	出火件数 (箇所)	0	0	0	0	*	*	
	焼失棟数 (棟)	0	0	0	0	170	170	
死傷者数	死者数	揺れ (人)	*	0	0	0	110	110
		急傾斜地崩壊 (人)	0	0	0	0	0	0
		屋外落下物 (人)	0	0	0	0	0	0
		ブロック塀等 (人)	0	0	0	0	0	0
		屋内収容物 (人)	0	0	0	0	*	*
		火災 (人)	0	0	0	0	*	*
		計 (人)	*	0	0	0	120	120
	重症者数	揺れ (人)	*	0	0	0	60	60
		急傾斜地崩壊 (人)	0	0	0	0	0	0
		屋外落下物 (人)	0	0	0	0	0	0
		ブロック塀等 (人)	0	0	0	0	0	0
		屋内収容物 (人)	0	0	0	0	*	*
		計 (人)	*	0	0	0	70	70
	中等症者数	揺れ (人)	30	*	*	*	360	360
		急傾斜地崩壊 (人)	0	0	0	0	0	0
		屋外落下物 (人)	0	0	0	0	0	0
		ブロック塀等 (人)	0	0	0	0	*	*
		屋内収容物 (人)	*	*	*	*	60	60
		計 (人)	30	10	*	*	420	420
	軽症者数	揺れ (人)	50	20	*	10	320	320
		急傾斜地崩壊 (人)	0	0	0	0	0	0
		屋外落下物 (人)	0	0	0	0	*	*
		ブロック塀等 (人)	0	0	0	0	*	*
		屋内収容物 (人)	*	*	*	*	90	90
計 (人)		50	20	*	20	410	410	

			① 都心南部 直下地震	② 神奈川県 西部地震	③ 東海地震	④ 南海トラ フ巨大地 震	⑤ 大正型 関東地震	⑥ 元禄型 関東地震 (参考)
モーメントマグニチュード (Mw)			7.3	6.7	8.0	9.0	8.2	8.5
避難者数	1日目～3日目	避難所 (人)	300	70	10	60	3,730	3,730
		避難所外 (人)	200	40	*	40	2,490	2,490
	4日目～1週間後	避難所 (人)	180	60	10	50	2,840	2,840
		避難所外 (人)	180	60	10	50	2,840	2,840
	1ヶ月後	避難所 (人)	110	30	*	30	1,520	1,520
		避難所外 (人)	260	80	10	70	3,550	3,550
要配慮者	避難者 (高齢者数)	1日目～3日目 (人)	60	10	*	10	670	670
		4日目～1週間後 (人)	40	10	*	10	610	610
		1ヶ月後 (人)	40	10	*	10	550	550
	避難者(要介 護者数)	1日目～3日目 (人)	20	*	*	*	200	200
		4日目～1週間後 (人)	10	*	*	*	180	180
		1ヶ月後 (人)	10	*	*	*	160	160
	断水人口 (高齢者数)	1日目～3日目 (人)	50	0	0	0	870	870
		4日目～1週間後 (人)	0	0	0	0	450	450
		1ヶ月後 (人)	0	0	0	0	0	0
	断水人口 (要介護者 数)	1日目～3日目 (人)	10	0	0	0	250	250
		4日目～1週間後 (人)	0	0	0	0	130	130
		1ヶ月後 (人)	0	0	0	0	0	0
	家屋被害	高齢者数 (人)	70	20	*	20	650	650
		要介護者数 (人)	20	*	*	*	190	190
	帰宅困難者数	直後 (人)	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570
1日後 (人)		0	0	0	0	1,570	1,570	
2日後 (人)		0	0	0	0	1,570	1,570	
自力脱出困難者(要救出者)		(人)	*	0	0	0	240	240
ライフライン	上水道	被害箇所数 (箇所)	*	*	*	*	70	70
		断水人口 (人)	1,690	510	60	450	9,270	9,270
	下水道	被害延長 (km)	*	*	*	*	*	*
		機能支障人口 (人)	250	150	120	150	1,010	1,010
	都市ガス	供給停止件数 (戸)	0	0	0	0	80	80
	LPGガス	供給支障数 (戸)	30	0	0	0	70	70
	電力	停電件数 (軒)	10,620	10	0	*	10,620	10,620
		不通回線数 (回線)	2,970	*	0	*	3,000	3,000
通信	携帯電話	×	—	—	—	×	×	
その他	エレベータ停止台数 (台)	10	*	*	*	10	10	
	災害廃棄物量 建物被害 (万ト)	2	*	*	*	41	41	
経済被害	直接被害額 (億円)	120	30	*	20	1,730	1,730	

要配慮者	要介護者：要介護3以上
	高齢者：75歳以上

## 第2章 都市の安全性の向上

### 資料2.1 給水施設一覧

鋼板プール

設置施設名	所在地	貯水量	災害用ろ水機
中村小学校	半分形 350	312m <sup>3</sup>	1機
井ノ口小学校	井ノ口 2005	312m <sup>3</sup>	1機
計 2 箇所		624m <sup>3</sup>	2機

非常用飲料水貯水槽

設置施設名	所在地	貯水量
総合グラウンド	半分形 100	50m <sup>3</sup>
井ノ口小グラウンド	井ノ口 2005	50m <sup>3</sup>
計 2 箇所		100m <sup>3</sup>

### 第3章 事前活動対策の充実

#### 資料3.1 町指定緊急輸送路

本ルート

路 線 名	区 間
県 道 中井羽根尾	町内全域
県 道 平塚松田	〃
県 道 秦野二宮	〃
町 道 境平沢線	全 域
町 道 インター境線	〃
町 道 役場前線	一 部
広域農道 小田原中井線	町内全域

補助ルート

路 線 名	区 間	路 線 名	区 間
町道 藤沢小竹線	全 域	町道 遠藤原幹線	全 域
町道 岩倉幹線	〃	町道 本境幹線	〃
町道 松本幹線 (俎原橋除く)	一 部	町道 境幹線	〃
		町道 境原幹線	〃
町道 鴨沢幹線	全 域	町道 井ノ口上幹線	〃
町道 半分形幹線	〃	町道 境原砂口線	〃
町道 五所宮幹線	〃	町道 関山線	〃
町道 久所幹線	〃	町道 入り線	〃
町道 五分一幹線	〃		

#### 資料3.2 ヘリコプター臨時発着場

発 着 予 定 地	所 在 地
中村小学校グラウンド	中井町半分形 350
井ノ口小学校グラウンド	中井町井ノ口 2005
中井中央公園駐車場	中井町比奈窪 580

資料 3.3 各種防災協定等の締結状況

令和 3 年 12 月現在

協定等の名称		締結日	締結先	主な協定内容
1	災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定	S54.5.1	(一社)神奈川県トラック協会小田原支部	輸送協力
2	救急医薬品の備蓄管理に関する協定	S61.4.1	足柄上医師会	医薬品の備蓄
3	消防相互応援協定	S63.4.11	小田原市	消防相互応援
4	県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する基本協定	H1.12.12	県西地域広域市町村圏	応急給水、復旧作業、資機材の供出
5	消防相互応援協定	H2.7.1	足柄上消防組合と各市町	消防相互応援
6	災害時における非常無線通信に関する協定	H3.7.1	中井町アマチュア無線クラブ	無線通信による情報の収集及び伝達
7	災害時における応援給水のための協同施設等に関する協定	H4.3.31	神奈川県企業庁	応援給水
8	南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町及び開成町消防相互応援協定	H4.10.14	南足柄市・大井町・松田町・山北町・開成町	消防相互応援
9	秦野市と中井町消防相互応援協定	H4.11.1	秦野市	消防相互応援
10	消防相互応援協定	H4.11.19	二宮町	消防相互応援
11	消防相互応援協定	H4.12.1	平塚市	消防相互応援
12	災害時における相互応援協定に関する協定	H8.2.23	県西地域広域市町村圏	救援物資・資機材、応援職員等の供給
13	日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書	H9.6.1	日本水道協会神奈川県支部	応急給水、復旧作業、資機材の供出
14	中井建設業協会との地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定	H9.9.17	中井町建設業協会	道路、河川等公共土木施設の応急工事
15	災害時における応急措置に関する協定	H19.3.6	中井町管工事組合	上下水道施設の応急措置
16	災害時における二宮郵便局、中井町間の協力に関する覚書 ※R1.4.25 内容見直(No.36)	H9.11.26	二宮郵便局	郵便事業の相互協力
17	中井やまゆり園との災害時における飲料水供給援助に関する協定	H10.8.19	中井やまゆり園	飲料水の供給
18	災害時における相互応援協定に関する協定	H12.6.10	山形県戸沢村	救援物資・資機材等の提供等
19	災害時における応急対策に関する協定書	H14.12.1	松田地区建設業協会	応急対策業務
20	災害時における食料品の調達に関する協定	H16.9.1	湘南東洋株式会社	食料品の調達
21	災害時における要介護高齢者の緊急受入れに関する協定	H16.9.1	社会福祉法人富士白苑	在宅及び避難所に避難した高齢者の緊急受入れ
22	災害時における LPG(液化石油ガス)の供給に関する協定	H16.11.1	(公益社)神奈川県エルピーガス協会足柄支部	緊急用 LPG の確保・調達
23	災害時における相互応援協定に関する協定	H17.12.16	一市三町広域行政推進協議会	秦野市・中井町・大井町・松田町との相互応援協定
24	足柄上地区の理・美容に関する災害時支援協定	H18.3.30	県理容・県美容業生活衛生同業組合足柄上支部	理・美容に関する支援
25	株式会社アクティオとの災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	H18.6.1	株式会社アクティオ	救助用重機・仮設テント・発電機等レンタル機材確保
26	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定	H18.11.30	富士箱根伊豆交流圏(SKY圏)	救援物資、資機材、応援職員等の供給
27	災害時における応援給水に関する基本協定	H21.6.2	秦野市	応援給水
28	災害時の情報交換に関する協定	H24.3.27	国土交通省関東地方整備局	情報交換、リエゾンの派遣等

協定等の名称		締結日	締結先	主な協定内容
29	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定	H24. 3. 29	県内市町村	救援物資、資機材、応援職員等の供給
30	災害時における燃料の供給協力に関する協定書	H24. 7. 1	日栄石油株式会社	燃料の救急協力
31	大震災等発生に伴う施設使用に関する協定	H24. 5. 10	松田警察署	施設の利用
32	特設公衆電話の設置利用に関する覚書	H25. 1. 8	東日本電信電話株式会社神奈川支店	通信の確保
33	地震、風水害及びその他の災害における応急工事等に関する業務協定	H26. 9. 30	一般社団法人足柄建設業協会	応急対策業務
34	災害時における被災者支援を行う災害救援ボランティア派遣の協力に関する協定	H28. 7. 21	中井町社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置・運営
35	災害に係る情報発信等に関する協定	H31. 3. 28	ヤフー株式会社	情報の発信
36	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	R1. 5. 14	株式会社クリエイトエス・ディー	救援物資等の供給
37	災害時における飲料水の供給に関する協定	R1. 5. 14	ピュア鉱泉株式会社	飲料水の供給
38	災害時における一般廃棄物災害収集に関する協定	R1. 7. 8	広域一般廃棄物事業協同組合	一般廃棄物の収集業務
39	災害時における飲料水の供給に関する協定	R2. 4. 1	株式会社湘南ウイル	飲料水の供給
40	災害時における物資供給に関する協定	R2. 5. 28	NPO 法人コメリ災害対策センター	救援物資等の供給
41	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	R2. 9. 1	東京電力パワーグリッド株式会社	災害時における電力の早期復旧に関する協力
42	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	R3. 12. 9	神奈川県産業資源循環協会	一般廃棄物の処理業務

## 包括連携協定の締結状況

令和4年3月現在

協定等の名称		締結日	締結先	主な協定内容
1	中井町と株式会社ブルックスホールディングスとの包括連携協定	H30. 4. 1	株式会社ブルックスホールディングス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光振興に関すること</li> <li>・スポーツ振興に関すること</li> <li>・子ども・子育て応援に関すること</li> <li>・くらしの安心・安全に関すること</li> <li>・情報発信に関すること</li> <li>・その他地域の活性化に関すること</li> </ul>
2	中井町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定	H31. 4. 25	日本郵便株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心で安全な暮らしの実現に関すること</li> <li>・地域経済活性化に関すること</li> <li>・未来の子どもの育成に関すること</li> <li>・地方創生に関すること</li> </ul>

## 資料 3.4 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

### 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

(趣旨)

**第1条** この協定は、神奈川県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町村単独では災害応急対策及び災害復旧対策（以下「応急対策」という。）を十分に実施できない場合等に備え、県内の各地域ブロックごとの自立的な連携体制を強化するとともに、地域ブロック相互間での協力体制を構築することで、県内の市町村間での相互応援の迅速かつ円滑な遂行を図り、併せて県外の災害に対しても、この相互応援体制を活用して迅速な応援を行うための基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域ブロック 県域を各地域県政総合センターの所管区域並びに横浜市及び川崎市の区域に分割したそれぞれの区域をいう。
- (2) 地域調整本部 市町村間の相互応援を円滑に実施するため、横浜市及び川崎市以外の地域ブロックごとに当該地域県政総合センター所長を本部長として設置する臨時の組織をいう。
- (3) 市町村応援本部 他の市町村への応援を円滑に実施するため市町村が設置する臨時の組織をいう。
- (4) 市町村連絡員 市町村における応急対策や市町村相互間の応援を円滑に実施するため、県内市町村に派遣する県職員をいう。

(応援の種類)

**第3条** 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 避難、救護及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要求があった事項

(県の役割)

**第4条** 県は、災害情報の収集に努めるとともに、地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村の相互応援を調整するものとする。

- 2 県は、県内及び県外地域において災害が発生した場合で、知事が必要と認めるときは、被災地に広域災害時情報収集先遣隊（以下「先遣隊」という。）を派遣して、災害情報の収集、伝達及び応急対策に関する連絡調整を行わせるものとする。

(市町村の役割)

**第5条** 市町村は、他市町村に対する応援体制を常に整えておくとともに、所在する地域ブロックの地域調整本部との調整により、他市町村に対する応援を実施するものとする。

(地域調整本部の設置)

**第6条** 県は、県内で災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができないとき、又はそのおそれがあるときで、市町村間の相互応援が必要と認めるときは、必要な地域ブロックに地域調整本部を設置するものとする。

(市町村応援本部の設置)

**第7条** 市町村は、所在する地域ブロックに地域調整本部が設置され、当該市町村長が必要と認めるときは、市町村応援本部を設置するものとする。

(市町村連絡員の派遣)

**第8条** 地域県政総合センターは、県内で災害が発生し、所管する地域ブロック内の市町村が災害対策本部又は市町村応援本部を設置し、市町村連絡員の派遣を求めた場合、又は甚大な被害が発生したと見込まれる場合は、市町村連絡員を派遣して、災害情報の収集、伝達等を行わせるものとする。

2 地域県政総合センターは、前項に規定する市町村連絡員を派遣できないときは、県安全防災局に、当該市町村への市町村連絡員の派遣を依頼するものとする。

(地域ブロック内での相互応援)

**第9条** 地域調整本部は、所管する地域ブロック内において、被災した市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合、又は市町村から応援の調整を求められた場合は、被災市町村への応援の実施について、地域ブロック内の他の市町村と調整するものとする。

(地域ブロックをまたがる相互応援)

**第10条** 被災地を抱える地域調整本部は、地域ブロック内での相互応援だけでは、十分な応急対策を実施することができない場合、又はそのおそれがある場合は、県安全防災局に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を依頼するものとする。

2 県安全防災局は、前項の規定による依頼を受けたときは、他の地域調整本部に応援内容を伝達し、当該地域ブロック内の市町村による応援の調整を依頼するものとする。ただし、横浜市及び川崎市に対しては、直接応援を依頼するものとする。

(県外地域に対する応援の調整)

**第 11 条** 県は、県外地域で災害が発生し、先遣隊等からの情報により、応援の必要を認めた場合、又は他都道府県等から応援要請があった場合は、必要に応じて、地域ブロックを指定して地域調整本部を設置するものとする。

2 県外地域に対する県内市町村の応援の調整は、前条第 2 項の規定を準用するものとする。

(応援に要する経費の負担)

**第 12 条** 県内の市町村相互間の応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた市町村が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、応援を受けた市町村と応援を行った市町村が、その都度協議して定めるものとする。

3 県外地域に対する応援に要した費用は、国、神奈川県以外の都道府県、県外の市町村等からの要請や、個別の協定等に基づいて実施した場合は、それぞれの定めに従うこととし、県又は県内市町村の判断で、自主的に応援を実施した場合は、原則として、応援を実施した県又は市町村が負担するものとする。

(他の協定等との関係)

**第 13 条** この協定は、既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

(委任規定)

**第 14 条** この協定に定めるもののほか、応援の手続き等の協定の実施に関し必要な事項は別に定める。

(協議)

**第 15 条** この協定に定めのない事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本協定書 3 通を作成し、それぞれ署名の上、各 1 通を保有する。

平成 24 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県市長会会長

茅ヶ崎市市長 服部 信明

神奈川県町村会会長

神奈川県市長会

箱根町長	山口	昇士		
横浜市長	林		文	子
川崎市長	阿部		孝	夫
相模原市長	加山		俊	夫人
横須賀市長	吉田		雄	人
平塚市長	落合		克	宏
鎌倉市長	松尾			崇
藤沢市長	鈴木		恒	夫
小田原市長	加藤		憲	一
茅ヶ崎市長	服部		信	明
逗子市長	平井		竜	一
三浦市長	吉田		英	男
秦野市長	古谷		義	幸
厚木市長	小林		常	良
大和市長	大木			哲
伊勢原市長	長塚		幾	子
海老名市長	内野			優
座間市長	遠藤		三紀	夫
南足柄市長	加藤		修	平
綾瀬市長	笠間		城	治郎
葉山町長	山梨		崇	仁
寒川町長	木村		俊	雄
大磯町長	中崎		久	雄
二宮町長	坂本		孝	也
中井町長	尾上		信	一
大井町長	間宮		恒	行
松田町長	島村		俊	介
山北町長	湯川		裕	司
開成町長	府川		裕	一
箱根町長	山口		昇	士
真鶴町長	青木			健
湯河原町長	富田		幸	宏
愛川町長	山田		登美	夫
清川村長	大矢		明	夫

神奈川県町村会

## 第4章 災害時の応急活動対策

### 資料4.1 中井町災害対策本部条例

#### ○中井町災害対策本部条例

昭和39年6月26日

条例第16号

改正 平成8年3月11日条例第5号

平成25年3月25日条例第5号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、中井町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

**第4条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

**第5条** 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年7月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 中井町災害対策本部要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、中井町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織及び業務)

**第 2 条** 本部の機構及び分担業務は、災害対策上特別の必要がある場合は本部長が別に定める。

**第 3 条** 本部事務局に本部事務局長を、部に部長、班に班長を置き、それぞれ災害対策本部組織表に定める職員を充てる。

**第 4 条** 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 班長は、上司の命を受け班の事務を掌理し、所属職員の指揮監督する。

3 班員は、上司の命を受け所掌事務に従事する。

(本部会議)

**第 5 条** 本部長は災害対策についての重要な指示又は、総合調整を行う必要がある時は、本部会議を招集する。

2 本部会議は、本部長、副本部長、部長、班長をもって構成する。

(非常配備体制の基準)

**第 6 条** 本部は災害の発生を防御し、又は、災害の拡大を防止するため迅速且つ強力な非常配備体制を整えるものとする。

2 非常配備体制の種別及び内容の基準は、地域防災計画第 4 章「災害時の応急活動対策」に示すとおりとする。

(緊急参集等)

**第 7 条** 職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを承知した時は、あらかじめ指定された場所に参集し、又は所属部、班に連絡をとり、上司の指示を受けるものとする。

2 職員は、災害時においては、テレビ、ラジオニュース等の災害報道の聴取に務めるものとする。

(警戒体制)

**第 8 条** 警戒体制が指令された場合は、県及び関係機関と連絡をとり、常に災害に関する情報及び非常配備体制の指令等に注意する。

(応急体制)

**第 9 条** 応急体制が指令された場合は、前条に規定するもののほか、必要な応急対策にあたり、事態の推移に伴い本部が設置できる体制をつくる。また、その状況を本部長に報告する。

(1号配備)

**第10条** 1号配備が指令された場合は、前条に規定するもののほか、次の措置をとり防災体制を強化するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

(1) 応急対策が円滑に行えるよう、必要な措置をとる。

(2) 関係部及び関係機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(2号配備)

**第11条** 2号配備が指令された場合は、全職員を動員し災害応急対策活動に全力を傾注するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

(非常配備体制の開始及び解除)

**第12条** 非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令する。

(受信、連絡方法等)

**第13条** 気象通報の受信及び伝達は、すべて注意報、警報、情報受信簿に記載して行う。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により行うことができる。

2 災害対策に関する本部長の命令及び指示等を部、班に連絡する場合部、班から本部長に報告する場合等は、すべて災害対策連絡票(様式1)に記載して行う。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は、電話等により行うことができる。

3 被害状況の報告は、庁内にあつては災害対策報告書(様式2)県に対しては被害状況報告書(様式3、様式4)により行う。

(補則)

**第14条** この要綱で規定するもののほか必要な事項は、本部長がそのつど定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

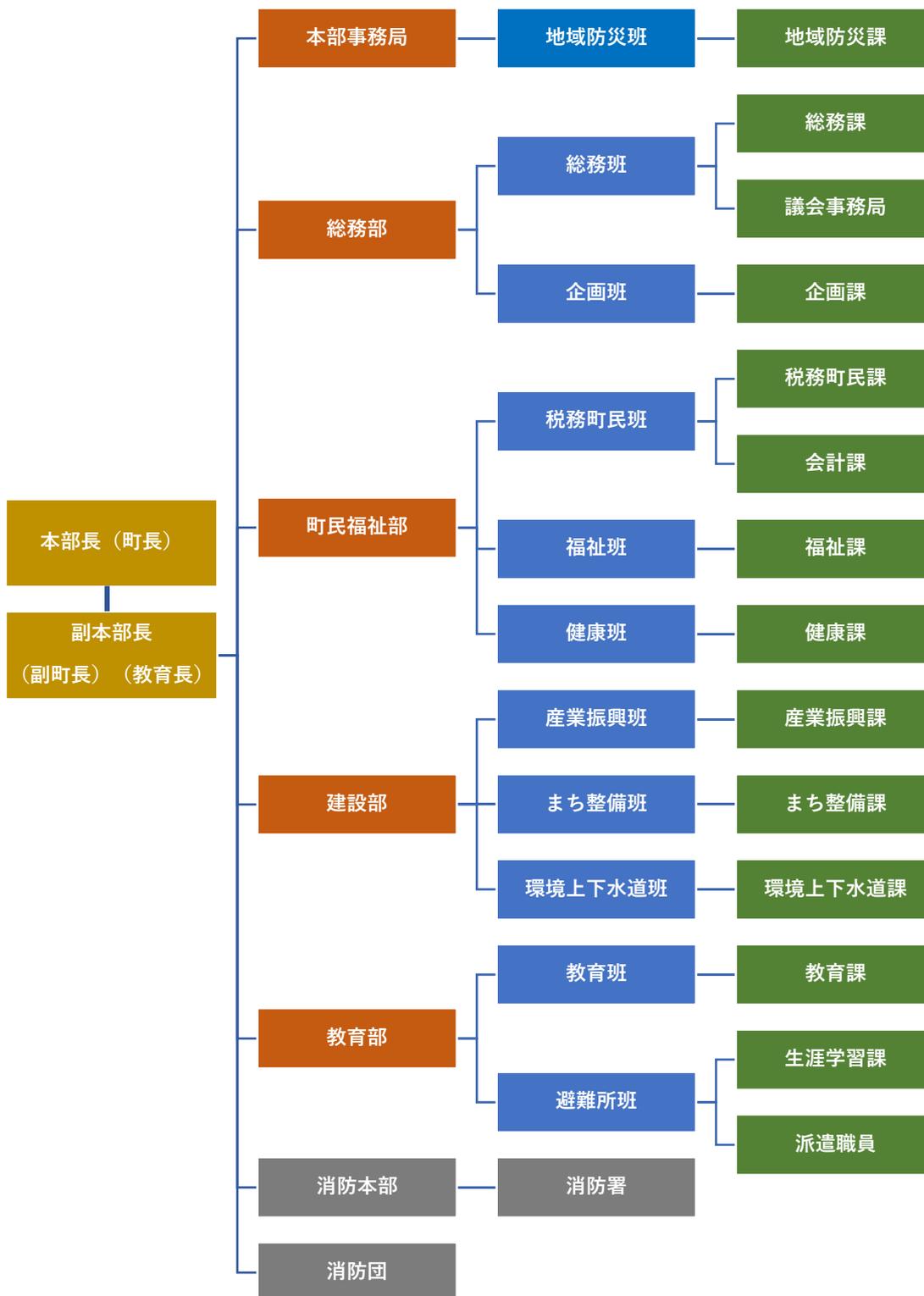
資料 4.3 中井町災害対策本部事務分担表

班	班長	班員	分 担 事 務
各部班共通事項			<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部内の職員の動員、配備等に関する事</li> <li>2. 各部・班及び部内の連絡調整に関する事</li> <li>3. 所管の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>4. 関連団体、事業所、関係機関との連絡調整等に関する事</li> <li>5. 他部の応援に関する事</li> <li>6. その他本部長の命ずる事項に関する事</li> </ol>
総 務 部			
地域防災班 (本部事務局)	地域防災課長	地域防災課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部の設置（廃止）及び運営に関する事</li> <li>2. 各部・班等との連絡調整に関する事</li> <li>3. 災害情報、気象情報等の収集、受理、伝達に関する事</li> <li>4. 情報収集伝達体制に関する事</li> <li>5. 県及び関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>6. 防災関係機関への連絡及び協力要請に関する事</li> <li>7. 自衛隊の派遣要請に関する事</li> <li>8. 自主防災組織の対応に関する事</li> <li>9. 災害対策実施の総括に関する事</li> <li>10. 各班等からの被害報告の取りまとめに関する事</li> <li>11. 災害対策物資の調達確保に関する事</li> <li>12. 応急対策の特命事項に関する事</li> <li>13. 災害状況の集約に関する事</li> <li>14. 災害状況の報告に関する事</li> <li>15. 消防団員の公務災害補償に関する事</li> <li>16. 復旧計画に関する事</li> <li>17. 災害救援物資の受け入れ及び受け入れ体制に関する事</li> <li>18. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関する事</li> <li>19. 災害救助法に関する事</li> <li>20. 応援要請全般に関する事</li> <li>21. 応急対策に必要な土木機械器具及び人員・資材等の確保及び動員・調達に関する事</li> </ol>
総務班	総務課長	総務課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員の動員調整及び派遣に関する事</li> <li>2. 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>3. 庁舎の自衛及び電気通信施設の保全等庁舎機能の確保に関する事</li> <li>4. 町議員の対応に関する事</li> <li>5. 町内の電気及び通信施設の状況把握に関する事</li> <li>6. 情報システムの管理に関する事</li> <li>7. 車輛の調達、配車及び燃料の確保に関する事</li> <li>8. 職員の公務災害補償に関する事</li> <li>9. 災害相談の窓口開設・運営に関する事</li> <li>10. 視察、見舞いのための来庁者接遇に関する事</li> <li>11. 職員の厚生に関する事</li> <li>12. 災害関係予算及び経理に関する事</li> <li>13. 災害応急対策の予算措置に関する事</li> <li>14. 災害対策予算編成及び資金調達に関する事</li> <li>15. 職員の安否確認に関する事</li> <li>16. 職員等への飲料水、食料、健康管理等の支援に関する事</li> </ol>
企画班	企画課長	企画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 鉄道、バス等公共機関の運行状況把握に関する事</li> <li>2. 帰宅困難者対策に関する事</li> <li>3. 災害広報に関する事</li> <li>4. 写真等による災害記録に関する事</li> <li>5. 報道機関との連絡調整に関する事</li> </ol>

班	班長	班員	分 担 事 務
町 民 福 祉 部			
税務 町民班	税務 町民課 課長	税務 町民課 会計課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町民・外国人等の被災状況の調査に関する事</li> <li>2. 死亡者の安置、埋火葬及び埋火葬許可等に関する事</li> <li>3. 安否情報に関する事</li> <li>4. 土地家屋等の被害状況の調査・収集に関する事</li> <li>5. 罹災建築物の被害調査に関する事</li> <li>6. 町税の減免に関する事</li> <li>7. 義援金品の受付、配分及び保管に関する事</li> <li>8. 災害時の緊急支払に関する事</li> <li>9. 災害時の出納計画に関する事</li> <li>10. 罹災証明等に関する事</li> <li>11. 被災者台帳に関する事</li> <li>12. 被災者生活再建支援、被災住宅再建支援に関する事</li> </ol>
福祉班	福祉 課長	福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>2. 町営住宅の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>3. 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関する事</li> <li>4. こども園児の安全確認及び避難に関する事</li> <li>5. 応急保育、学童保育に関する事</li> <li>6. 災害ボランティアの受入れに関する事</li> <li>7. こども園児の応急教育及び給食に関する事</li> <li>8. 児童、母子等の災害支援対策に関する事</li> <li>9. 要配慮者の支援に関する事</li> <li>10. 福祉避難所の開設・運営に関する事</li> </ol>
健康班	健康 課長	健康課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢者福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>2. 医療施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>3. 応急救護医療に関する事</li> <li>4. 日赤活動との連絡調整に関する事</li> <li>5. 医師会、医療機関、その他関係機関との連絡調整及び医薬品等の確保に関する事</li> <li>6. 保健衛生・防疫に関する事</li> <li>7. 災害地の防疫に関する事</li> </ol>
建 設 部			
産業 振興班	産業 振興 課長	産業 振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商工会、農業協同組合等との連携体制に関する事</li> <li>2. 農業関係の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>3. 食品・物資調達に関する事</li> <li>4. 町内滞在観光客等の被害状況の把握及び避難誘導等に関する事</li> <li>5. 商工業関係の被害調査に関する事</li> <li>6. 物品の緊急輸送に関する事</li> <li>7. 病害虫、家畜伝染病防除に関する事</li> </ol>
まち 整備班	まち 整備 課長	まち 整備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 緊急輸送路の確保に関する事</li> <li>2. 河川、治山、砂防対策に関する事</li> <li>3. 道路、橋りょう等の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>4. 危険箇所等の確認巡視及び応急対策及び応急復旧に関する事</li> <li>5. 公園の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>6. り災建築物の応急危険度判定活動に関する事</li> <li>7. り災宅地の応急危険度判定活動に関する事</li> <li>8. 国・県道の緊急連絡体制に関する事</li> <li>9. 交通状況の把握及び交通規制に関する事</li> <li>10. 応急仮設住宅等の建設に関する事</li> <li>11. ヘリコプター離着陸場の開設等に関する事</li> <li>12. 被災住宅再建支援に関する事</li> </ol>

班	班長	班員	分 担 事 務
環境上下水道班	環境上下水道課長	環境上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>2. ごみ処理施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>3. 応急給水に関する事</li> <li>4. し尿処理及び仮設トイレに関する事</li> <li>5. 災害廃棄物処理に関する事</li> <li>6. 公害監視及び処理に関する事</li> <li>7. 日本水道協会神奈川県支部等との連絡調整に関する事</li> <li>8. 有害物質等の安全確保体制に関する事</li> <li>9. 家庭動物に関する事</li> <li>10. ごみの収集・処理に関する事</li> </ol>
教 育 部			
教育班	教育課長	教育課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教職員の動員に関する事</li> <li>2. 児童及び生徒の安全確認及び避難に関する事</li> <li>3. 教育施設等担当施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>4. 学校その他教育機関との連絡調整に関する事</li> <li>5. 災害時の応急教育に関する事</li> <li>6. 児童及び生徒の応急給食に関する事</li> <li>7. 文化財保護及び応急対策に関する事</li> <li>8. 文教対策計画に関する事</li> <li>9. 指定避難所の開設及び運営の協力に関する事</li> <li>10. 学用品の給与に関する事</li> </ol>
避難所班	生涯学習課長	生涯学習課 派遣職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. り災者の避難誘導に関する事</li> <li>2. 指定避難所の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>3. 指定避難所の開設及び運営に関する事</li> <li>4. 指定避難所の応急物資の調整・配給及び炊き出しに関する事</li> </ol>
	消防本部 消防署 消防団		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防職員の動員及び派遣に関する事</li> <li>2. 消防拠点施設の点検巡視及び被害状況の調査に関する事</li> <li>3. 消防拠点施設の応急復旧に関する事</li> <li>4. 応援受援体制に関する事</li> <li>5. 本部内の連絡調整に関する事</li> <li>6. 被害調査に関する事</li> <li>7. 消防計画に関する事</li> <li>8. 災害情報の収集伝達に関する事</li> <li>9. 事業所等への情報伝達に関する事</li> <li>10. 消防機関の統制に関する事</li> <li>11. 火災、水防等の災害予防、警戒、防御に関する事</li> <li>12. 人命救助及び救護活動に関する事</li> <li>13. 危険物等の措置に関する事</li> <li>14. 行方不明者の捜索に関する事</li> <li>15. 住民への情報伝達、広報に関する事</li> <li>16. 河川危険箇所等の見回りに関する事</li> <li>17. 応急資機材の点検確保に関する事</li> </ol>

資料 4. 4 中井町災害対策本部組織図



資料 4.5 災害情報記録用紙

様式 1 災害対策連絡票

災害対策連絡票

年 月 日 時 分			発 信 受
受発 No.	号	伝達手段	直接・有線・無線
発信者		取扱者	
受信者		取扱者	
件名			
記事			
措置			

災害対策報告書

年 月 日調査

調査員 課		立会人				
災害の発生した日時		災害の種別				
罹災建物等の所有者 住所氏名					世帯数 世帯	
罹災建物等の所在地					世帯員数 (又は従業員数) ( 人)	
建物 被害	罹災建物の名称(用途)		持家・借家別	罹災の程度	備考(※1)	
その他被害						
人的 被害	区分	人員	氏名	男女別	年齢	程度
	死者					
	行方不明者					
	負傷者	重傷				
		軽傷				
計						
要望事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ処理</li> <li>・汲取り</li> <li>・消毒</li> <li>・生活物資</li> <li>・応急資材</li> <li>・その他</li> </ul>					
備考						

- ※1 この欄へは、建物の構造及び借家の場合は所有者の住所、氏名等を記入すること。  
 2 罹災場所図、写真等があれば、裏面にはり付けること。

## 被害状況等報告書

(中井町 第 報)

月 日現在

受信時刻 月 日 時 分

発信者

受信者

1 災害の原因

2 災害発生の日時 月 日 時 分

3 災害発生場所又は地域

4 災害に対してとられた措置

(1) 災害対策本部設置の状況 日 時 分 設置

(2) 町のとった主な応急措置の状況

(3) 応援要請又は職員派遣の状況

(4) 災害救助法適用の状況

(5) 避難命令・勧告の状況

地区数

人員

人

(6) 消防機関の活動状況

ア 出動人員 消防職員 名

消防団員 名

計 名

イ 主な活動内容（使用した機材を含む）

様式4 被害の程度

被害の程度

市 町 村			区 分			被 害	
報告番号	第 報 ( 月 日 時現在)		非 住 家 害	公 共 建 物	棟		
				そ の 他	棟		
報告者名	区 分		田 畑 被 害	田	流出・埋没	ha	
				冠 水	ha		
				畑	流出・埋没	ha	
				冠 水	ha		
人的 被害	死 者		人		文 教 施 設	箇所	
	行方不明		人		病 院	箇所	
	負 傷 者	重 傷		人		道 路	箇所
		軽 傷		人		橋 り よ う	箇所
住 家 被 害	全 壊		棟		そ の 他 被 害	河 川	箇所
			世帯			港 湾	箇所
			人			砂 防	箇所
	半 壊		棟			清 掃 施 設	箇所
			世帯			崖 く ず れ	箇所
			人			鉄 道 不 通	箇所
	一 部 破 損		棟			被 害 船 舶	隻
			世帯			水 道	戸
			人			電 話	回線
	床 上 浸 水		棟			電 気	戸
			世帯			ガ ス	戸
			人			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所
	床 下 浸 水		棟				
			世帯				
			人			罹 災 世 帯 数	世帯

区 分		被 害		町 設 災 置 害 状 對 況 策 本 部	名 称	
罹 災 者 数	人				設 置	月 日 時 分
火 災 發 生	建 物	件			廢 止	月 日 時 分
	危 險 物	件				
	そ の 他	件				
公 立 文 教 施 設		千 円				
農 林 水 産 業 施 設		千 円				
公 共 土 木 施 設		千 円				
そ の 他 の 公 共 施 設		千 円				
小 計		千 円				
そ の 他	農 産 被 害	千 円				
	林 産 被 害	千 円				
	畜 産 被 害	千 円				
	水 産 被 害	千 円				
	商 工 被 害	千 円				
	そ の 他	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
被 害 総 額		千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
備 考	1 災害発生場所					
	2 災害発生年月日					
	3 災害の種類概況					
	4 消防機関の活動状況					
	5 その他（避難の勧告・指示の状況）					

様式5 災害応急対策出動要請票

災害応急対策出動要請票		
年 月 日		午前 時 分 午後
発信者	要請責任者	
	連絡責任者	
	発信取扱者	
受信者	実施責任者	
	連絡責任者	
	受信取扱者	
件名		
要請事項	1 日時 年 月 日 時 分 2 場所 中井町 3 被害の状況 4 対策活動の概要	
現場担当者	町職員名	
	工作隊責任者名	
措置	1 要請事項完遂日時 年 日 時 分 2 措置の概要	

### 避難場所確認票

月 日 時 分 現在  
 確認者.

判定 ○=可 ×=不可

区分	確認・点検項目	判定
主要施設	体育館 1 窓ガラスの破損・飛散はないか 2 天井の落下・床面の陥没・壁の剥離はないか 3 出入口の扉の状況 4 設備・備品の状況はどうか	
	教室 1 窓ガラスの破損・飛散はないか 2 天井の落下・床面の陥没・扉の剥離はないか 3 出入口の扉の状況はどうか 4 付器・備品の転倒・落下はないか 5 使用できる教室はどのくらいあるか ( 教室)	
	廊下 1 防火扉は閉鎖していないか 2 渡り廊下は使用できるか 3 非常口・非常階段は使用できるか	
	校庭 1 地割れはないか 2 液状化はないか 3 陥没はないか 4 隆起はないか	
防災施設・資機材	プール 1 プール本体の亀裂はないか (漏水有無) 2 プール周辺の亀裂はないか 3 給排水管の破裂はないか	
	防災倉庫 (校庭) 1 倉庫の外観・内側の変形等異常はないか 2 収納されている資機材は使用できるか	
	備蓄倉庫 (校内) 1 備蓄倉庫内に異常はないか (天井・壁・床面等) 2 備蓄倉庫は使用可能か	
備考	福祉的配慮	

様式7 避難者カード

避難者カード

NO.

あわてず落ちついて、ゆっくり書いて下さい。

年 月 日 午前・午後 時 分記入						
住 所	電話番号 ( )					
自治会名						
<b>1 あなたの家族で「ここに避難してきた人だけ」を記入してください。</b>						
氏 名	性別	続柄	年齢	血液型	検温	病気・けが等の有無
	男・女				℃	
	男・女				℃	
	男・女				℃	
	男・女				℃	
	男・女				℃	
	男・女				℃	
	男・女				℃	
	男・女				℃	
<b>2 避難情報</b>	あなたの家族は全員避難しますか。 ① 全員避難した                      ② まだ残っている、どなたですか ( )					
<b>3 安否情報</b>	あなたの家族は全員連絡が取れましたか。 ① 全員連絡が取れた                      ② まだ、連絡が取れていない。 どなたですか。 ( )					
<b>4 避難者の健康状態</b>	あなたの家族で体調のすぐれない方はいますか。 ① いる                                      ② いない ※上記「病気・けが等の有無」の欄に症状を記入してください					
<b>5 家屋の被害状況</b>	① 被害なし                      ②被害あり (状況 : )					
<b>6 避難の方法</b>	① 自家用車                      ②オートバイ                      ③徒歩                      ④その他 自動車・オートバイのナンバー :					
<b>7 特記事項</b>						

神奈川県知事

殿

中井町長

広域避難場所開設報告書

1. 災害の規模及び状況
  
2. 開設年月日
  
3. 開設場所及び収容人員
  
4. 開設期間見込み
  
5. その他

様式9 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

年 月 日

町 災 害 対 策 本 部 長 殿  
(町 長)

所在地  
名 称  
管理者  
氏 名

名 称	種別	開 設 期 間	実人員	延人員	物品使用状況		備 考
					品 名	数 量	
		月 日～ 月 日					

(注)

1. 「種別」とは、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
2. 物品の使用状況は、仮設期間中に使用した品目名、使用料を記入すること。
3. 他市町村の住民を、収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式 10 避難所収容者名簿報告書

避難所収容者名簿報告書

年 月 日

町 災 害 対 策 本 部 長 殿  
(町 長)

所在地  
名 称  
管理者  
氏 名

住 所	氏 名	年 齡	備 考 (傷病等の状況を記入)

◎災害対策本部への連絡事項



行方不明搜索届出書

届出者 住所  
氏名  
電話

不明者の	本籍				
	現住所				
氏名					
性別・年齢	性別	男・女	年齢	才	
身長					
着衣					
特徴 (具体的に)					

上記の通り届出します。

年 月 日

町災害対策本部長 殿  
(町 長)

死体処理台帳

処理年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者名 氏名	遺 族		死 体 収 容 所			死体の一時保存料	検案料	実支出額	備 考
			氏 名	死亡者との関係	名 称	住 所	電 話				
								円	円	円	
計		人									

様式 14 埋葬台帳

埋葬台帳

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(付属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
計		人								

- (注) 1 棺、骨箱を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に明らかにすること。
- 2 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

### 業務引継書

引継日時			
	年	月	日
		時	分
引継元		部 班	取扱者
引継先		部 班	取扱者
件名			
引継内容			

様式 16 罹災者台帳

罹 災 者 台 帳

受付	罹災証明 発行年月日	罹災年月日	世帯主名 又は事業主名	罹災の状況 (原因、人的・物的被害の状況等)
	第 号 .	罹災場所		原 因： 1.風水害 2.地震・津波 3.その他 ( ) 4.不明
	第 号 .	.		人的被害： 1.死亡 ( ) 2.行方不明 ( ) 3.重傷 ( ) 4.軽 傷 ( )
	調査実施年月日 調査担当者	.		建物被害： 種類： 1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫 5.工場 6.その他 ( ) 被害： 1.全壊(焼) 2.流出 3.半壊(焼) 4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊
57	第 号 .	.		原 因： 1.風水害 2.地震・津波 3.その他 ( ) 4.不明
	調査実施年月日 調査担当者	.		人的被害： 1.死亡 ( ) 2.行方不明 ( ) 3.重傷 ( ) 4.軽 傷 ( )
	第 号 .	.		建物被害： 種類： 1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫 5.工場 6.その他 ( ) 被害： 1.全壊(焼) 2.流出 3.半壊(焼) 4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊
	調査実施年月日 調査担当者	.		原 因： 1.風水害 2.地震・津波 3.その他 ( ) 4.不明
	第 号 .	.		人的被害： 1.死亡 ( ) 2.行方不明 ( ) 3.重傷 ( ) 4.軽 傷 ( )
	調査実施年月日 調査担当者	.		建物被害： 種類： 1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫 5.工場 6.その他 ( ) 被害： 1.全壊(焼) 2.流出 3.半壊(焼) 4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊
	第 号 .	.		原 因： 1.風水害 2.地震・津波 3.その他 ( ) 4.不明
	調査実施年月日 調査担当者	.		人的被害： 1.死亡 ( ) 2.行方不明 ( ) 3.重傷 ( ) 4.軽 傷 ( )
	第 号 .	.		建物被害： 種類： 1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫 5.工場 6.その他 ( ) 被害： 1.全壊(焼) 2.流出 3.半壊(焼) 4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊
	調査実施年月日 調査担当者	.		原 因： 1.風水害 2.地震・津波 3.その他 ( ) 4.不明

## 罹 災 証 明 申 請 書

中 井 町 長 殿

年 月 日

(個人、事業所両用)

申 請 者	住 所			
	氏 名			
	連 絡 先			
事 業 所	所 在 地			
	事 業 所 名			
	連 絡 先			
使 用 目 的				
証 明 書 の 提 出 先				
申 請 通 数	個 人	通	事 業 所	通
主 管 課 名				

第 号  
年 月 日

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	生 年 月 日

罹災原因	
------	--

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

上記のとおり、り災したことを証明する。

年 月 日

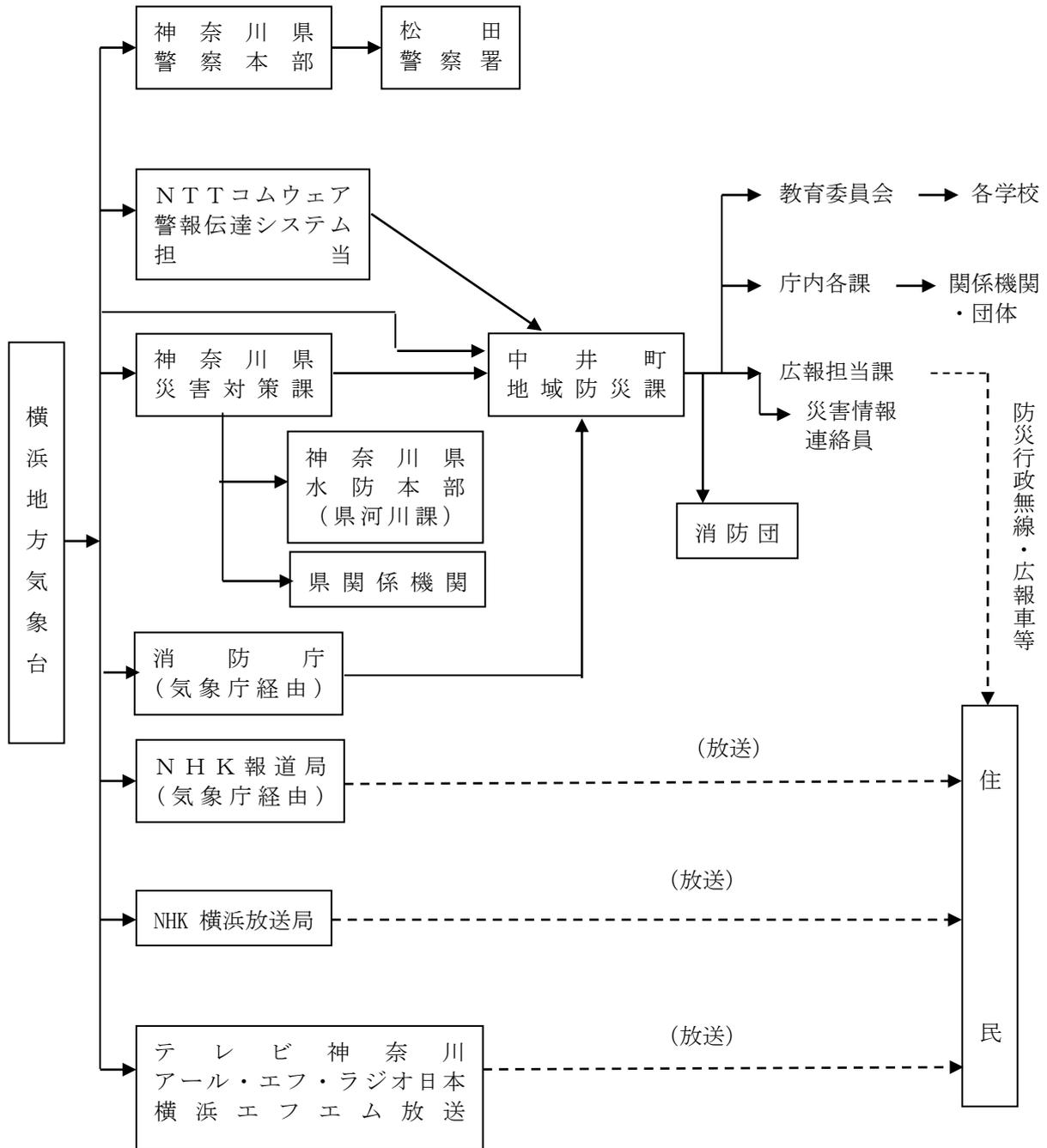
中 井 町 長

印

資料 4. 6 防災関係機関

関係機関名	所在地	電話番号
関東農政局神奈川支局県拠点	横浜市中区北仲通 5-57	045-211-0584
東日本電信電話(株)神奈川事業部	横浜市中区山下町 198	045-212-8945
松田警察署	松田町松田庶子 477-1	0465-82-0110
神奈川県小田原保健福祉事務所 足柄上センター	開成町吉田島 2489-2	0465-83-5111
東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	小田原市本町 1-9-25	0465-24-4461
東京ガス(株)湘南導管ネットワークセンター	藤沢市大庭 8210	0466-83-7943
神奈川中央交通(株)秦野営業所	秦野市曾屋 620-1	0463-81-1803
足柄上医師会	開成町吉田島 580	0465-83-1800
横浜地方気象台	横浜市中区山手町 99	045-621-1999

資料 4.7 気象警報等の伝達系統



資料 4.8 気象通報様式

警報・注意報発表様式

\*\*\*\*\*  
\*  
\*  
\* 神奈川県地方  
\*  
\*  
\*\*\*\*\*

注意報（発表）
警報（切替）
（解除）

年 月 日 時 分 横浜地方気象台発表

発表地域： 発表された注意報・警報の種類：

（見出し）

（本文）

量的予想

警戒事項

情報（台風情報を含む）の発表様式

【情報発表用紙】

に関する神奈川県気象情報 第 号

年 月 日 時 分 横浜地方気象台発表

(見出し)

(本 文)

担当者

神奈川県記録的短時間大雨情報様式

神奈川県記録的短時間大雨情報 第 号

年 月 日 時 分 横浜地方気象台発表

時神奈川県で記録的短時間大雨

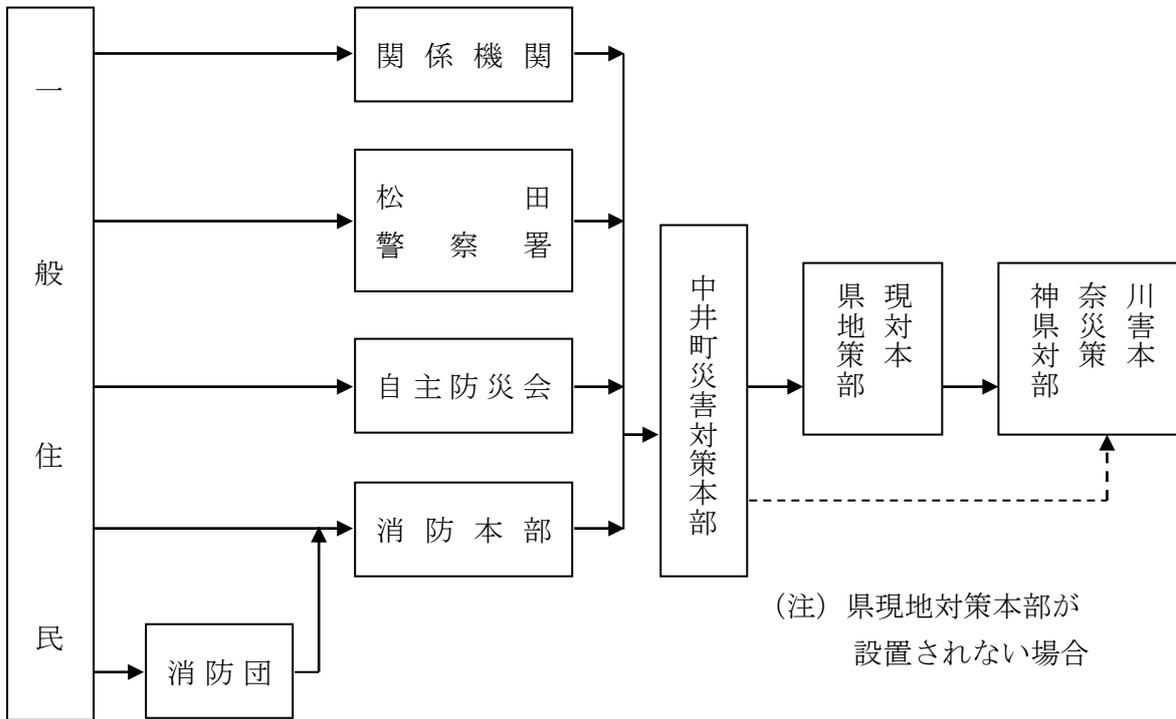
ミリ

付近で約 ミリ

付近で ミリ以上

担当者

資料4.9 被害報告の伝達系統



資料 4.10 被害の分類認定基準

人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体が確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、1か月未満で治療できる見込みのものとする。
(注) 重軽傷者の別が把握できない場合は、症状不明者として報告すること。		
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化をしょうじることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	「大規模半壊」とは、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、「半壊」基準のうち、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定(損壊基準判定)が50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定(損害割合)が40%以上50%未満のもの。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	例えば役場庁舎・公民館・公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫・土蔵・車庫等の建物とする。
	(注) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	
そ の 他	田 の 流 出 埋 没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	(注) 「畑の流失」、「埋没及び畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り よ う	道路を連絡するために河川・運河等の上に架設された橋長2メートル以上のものをいう。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは、準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	が け く ず れ	自然がけ及び住宅造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路・交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立法メートルを超えられるものは報告するものとする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	水 道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	

その他	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子・夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火に伴う火災発生件数とする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜・畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品・生産機械器具等とする。

## 資料 2.11 中井町避難所運営マニュアル

### 中井町避難所運営マニュアル

#### 1. 目的

中井町避難所運営マニュアルは、災害時に避難所を開設運営するにあたり、担当者の取るべき処置を示し、災害による被害から住民を守ることを目的とする。

#### 2. 対象者

次の住民等で避難所に避難した住民等及び周辺の被災を受け、応急生活に支障がある住民を対象とする。

- (1) 避難命令、避難勧告を受けた住民
- (2) 住居に被害を受け、または受けるおそれがあり、居住ができない、または危険な住民
- (3) 当町に滞留し、居住するところがなく一時避難する人

#### 3. 配置人員

##### (1) 避難所

中井中学校、中村小学校、井ノ口小学校、境コミュニティセンター、中井中央公園

##### (2) 配置人員

各避難場所 3～5名（災害対策本部設置時に指名される本部職員による）

#### 4. 実施内容

避難者が集合した場合の混乱、二次災害を防止し、自主防災会、施設職員、消防団員等の協力を得て応急生活支援を行う。

##### (1) 避難所への出向

- ・避難所への出向時には十分に自身の安全を確保し、途中建物の被害状況、出火状況、道路状況を確認しながら現場へ向かうこと。
- ・火災や救助事故に遭遇したときは付近住民の協力を求め、すぐに処置できるもの以外は、応援を呼ぶことを伝え現場へ向かうこと。

##### (2) 避難所の開設

- ・収容施設を開錠する。
- ・建物の被害状況を参集した職員及び学校関係者等と確認する（別記様式）。
- ・電気及び上水道の使用有無の確認を行い、使用できない場合にはその確保を行う。
- ・学校関係者に避難所を設置する旨の報告をするとともに、避難所事務局を設置する。
- ・必要に応じて資機材を備蓄コンテナより搬出する。
- ・「避難所」と表示する。
- ・防災行政無線の開局を行う。

##### (3) 避難者の誘導

- ・避難誘導上、事前に危険箇所にはロープ張りや表示を行い、状況により誘導員を配置する。
- ・混乱を防止し、民心を安定させる。

- ・夜間においては可能な範囲で照明を確保し、安全確保に努める。
- ・体育館→空き教室→普通教室の順に収容する。
- ・体育館では可能な限り端より詰め、通路を確保する。
- ・災害時要援護者については世帯単位で設備の整っている場所に避難してもらうよう努める。

#### (4) 情報の収集

- ・出向途中の被害状況等の概要を避難所事務局にメモで報告する。
- ・避難所の建物の被害状況を収集する。
- ・避難所から別記様式（資料編）により収集した情報等を災害対策本部へ連絡する。

（記入例）

- ①地区名、施設名及び発信者職氏名
  - ②開設日時
  - ③避難者の入居状況
  - ④運営スタッフの集合及び配置状況
  - ⑤緊急に必要な応援、物資
  - ⑥連絡手段の確保状況（通話可能電話、FAX等）
- ・災害対策本部から中井町及び近隣市町村の状況、他の避難所の情報収集を行う。
  - ・避難者名簿（別記様式）を自主防災会と協力して作成し、災害対策本部へ報告する。

#### (5) 情報の伝達

- ・災害対策本部に避難所の開設を無線にて報告する。
- ・中井町及び近隣市町村の状況、他の避難所の状況を避難者に伝える。
- ・校内放送又は拡声器等の準備。
- ・デマ情報等を否定し、正確な状況を伝える。
- ・災害対策が開始されていることを伝え、概要を掲示する。
- ・その他必要な状況報告を逐次伝えて、概要を掲示する。

#### (6) 生活支援

##### 【開設前期】

- ・仮設トイレの組立て（水洗トイレが使用できる場合は雑用水を確保する）
- ・備蓄コンテナより至急必要な物品を被災者に配付する。
- ・災害時要援護者の救護を行い、備蓄品、食料等を優先的に配付する。
- ・余震に備え、屋内での火気の使用制限を行う。
- ・不足物品を調査し、災害対策本部へ連絡する。

##### 【開設後期】

- ・備蓄品を公平に配付する。
- ・支給物品の受け取り、配分を行う。
- ・自主生活を確立するように指導する（代表者、班編成、ルール作り、清掃等活動分担）
- ・避難者名簿を作成する。

#### (7) ボランティアの活用

- ・ボランティアの組織作りや活動分担を決める。

#### (8) 相談窓口の設置

- ・緊急を要する事項の対応を行う。
- ・安否情報の問い合わせ対応を行う。
- ・報道機関に対する規制、広報を行う。
- ・災害時要援護者への災害情報の提供に配慮する。

(9) 二次災害の防止

- ・余震からの安全対策を行う（倒壊物、損害箇所の点検）
- ・大規模火災が付近に延焼した場合は、他の避難所等へ誘導する。

## 神奈川県下消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

**第1条** この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止するとともに火災の原因及び消火のために受けた損害の調査（以下「火災調査」という。）を実施し安寧秩序を保持することをもって目的とする。

**第2条** 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第1に定める区域に発生した火災及び別表第1の2に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行なうもの。

(2) 消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行なうもの。

(3) 特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規定する以外の応援（火災調査を含む。）を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行なうもの。

**第3条** 応援の出場隊数は、通常応援は原則として1隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行なう協定市町の消防長が決定するものとする。

**第4条** 特別応援の要請を行なう場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他

**第5条** 応援要請（覚知による自動出場を含む。）を受けた協定市町は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止むを得ない事情がある場

合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

**第6条** 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

**第7条** 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次による。

- (1) 通常応援及消防団応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定市町が現物により、又はその経費を負担する。
- (2) 特別応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものとする。
- (3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行なった協定市町の負担とする。ただし、災害地において行なった救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。
- (4) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第3者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

**第8条** 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通知するものとする。

**第9条** この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

**第10条** この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

**第11条** この協定は昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は廃止する。

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、足柄上消防組合、寒川町、二宮町、綾瀬町及び津久井郡広域行政組合の間で、昭和47年8月25日に締結した消防相互応援協定。

この協定を証するため本書25通を作成し、記名押印の上各1通を保有するものとする。

昭和50年7月25日

附則

この協定の第2項第1号については、昭和56年8月25日から効力を生ずる。

(昭和56年8月25日締結)

附則

この協定は、平成2年7月1日から施行する。

(平成2年6月19日締結)

附則

この協定は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年4月13日締結)

附則  
この協定は、平成16年8月20日から施行する。

(平成17年1月11日締結)

附則  
この協定は、平成18年3月20日から施行する。

(平成18年3月20日締結)

附則  
この協定は、平成18年8月18日から施行する。

(平成18年8月18日締結)

附則  
この協定は、平成25年4月19日から施行する。

(平成25年4月19日締結)

## 神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領

### 1 目的

この航空機特別応援実施要領（以下「要領」という。）は、神奈川県下消防相互応援協定第2条第3号の規定に基づき、災害発生地各市町が他の各市町による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「航空機特別応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑、かつ、迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

### 2 対象とする災害

航空機特別応援の対象となる災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

### 3 航空機特別応援の種別

航空機特別応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場  
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場  
消火活動のための出場
- (3) 救助出場  
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動含む。）
- (4) 救急出場  
救急患者搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場  
救援物資、資機材、人員等の搬送のための出場

### 4 航空機特別応援の担当区域

応援側市町の航空機特別応援担当区域は、別表1のとおりとする。ただし、災害発生の消防長が複数のヘリ出場を必要と認めた場合又は応援側市町の航空機が出場できない場合は、この限りでない。

### 5 航空機特別応援の出場限定条件

航空機特別応援の出場限定条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 出場時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、航空法（昭和27年7月15日法律第231号）の定めるところによる。

## 6 航空機特別応援の要請手続

(1) 要請側市町の消防長は、航空機特別応援を必要とみとめた場合は、次の事項を応援側市町の消防長へ通報するものとする。

- ア 必要とする応援の種別及びその具体的内容
- イ 応援活動に必要な資機材等
- ウ 離発着可能な場所及び給油体制
- エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡の方法
- オ 離発着場における資機材の準備状況
- カ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- キ 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名
- ク 気象の状況
- ケ ヘリの誘導方法
- コ その他必要な事項

(2) 応援側市町の消防本部連絡先は、別表2のとおりとする。

(3) 要請の通報事項は、電話、ファクシミリ等によって様式1により明確に連絡するものとともに、後日、正式文書を送付するものとする。

## 7 航空機特別応援の決定の通知

応援側市町の消防長は、前項の航空機特別応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、要請側市町の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

## 8 航空機特別応援の中断

応援側市町の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町の消防長は、要請側市町の消防長と協議して航空機特別応援を中断することができるものとする。

## 9 航空機特別応援の始期及び終期

(1) 航空機特別応援は、(2)及び(3)に定める場合を除きヘリが航空機特別応援の命を受けてヘリポートを出発したときに始まり、ヘリポートに帰投したときに終了するものとする。要請側市町により航空機特別応援の要請が撤回された場合も同様とする。

(2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空機特別応援出場すべき命令があったときは、そのときから航空機特別応援は始まるものとする。

(3) ヘリが、航空機特別応援に出動中に前項の規定に基づき、航空機特別応援が中断され、応援側市町に復帰すべき命令があったときは、そのときをもって航空機特別応援は終了するものとする。

## 10 航空機特別応援のための出場したヘリの指揮等

(1) 航空機特別応援のための出場したヘリの指揮は、要請側市町の消防長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

(2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町の消防本部の基地局及び災害現場の最高責任者と緊密な連絡をとるものとする。

#### 11 航空機特別応援に係る要請側市町の事前計画等

- (1) 要請側市町は、航空機特別応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする
- (2) 要請側市町の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
  - ア 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等（様式2参照）
  - イ 燃料の補給体制
  - ウ 応援出場ヘリと要請側消防本部の通信連絡方法
  - エ 離発着場への職員の派遣
  - オ 応援に伴い生ずることが予想される一般人、建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
  - カ 空中消火剤、救急救助資機材、隊員等の補給体制
  - キ その他必要と認める事項
- (3) 前号の計画を作成した場合は、そのうち離発着場（様式2）の位置図等を応援側市町へあらかじめ届出するものとする。

#### 12 応援側市町の情報提供

応援側市町の消防長は、新規にヘリを保有した場合若しくは更新した場合又は性能に、変更があった場合、その情報を様式3により各消防長へ情報提供するものとする。

#### 13 航空機特別応援に要する経費の負担区分

航空機特別応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出動手当、旅費、日当等経常経費については、要請側市町が負担するものとする。
- (2) 応援中に発生した事故の処理に要する土地、建築、工作物等に対する補償費、一般人の死傷に伴う損害賠償その他の経費は、要請側市町の負担とする。

ただし、応援側市町の重大な過失により発生した損害は、応援側市町の負担とする。
- (3) 前号に定める要請側市町の負担額は、応援側市町の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前3号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度要請側市町の消防長と応援側市町の消防長が協議し決定するものとする。

#### 14 ヘリ事故時の連絡

要請側市町の消防長は、応援出場ヘリに関する次の事故を覚知したときは、応援側市町の消防長に速やかに連絡するものとする。

- (1) 人の死傷に伴う事故
- (2) 航空機の重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

#### 附 則

この要領は、昭和57年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月19日から施行する。

別表1 航空特別応援担当区域

航空特別応援担当区域

応援側市町	担当区域（市町）
横浜市	川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、南足柄市、三浦市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町
川崎市	横浜市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町

別表2 応援側市町の消防本部連絡先

応援側市町の消防本部連絡先

消防本部名	連絡、要請窓口の名称	電話番号	電話ファクシミリ
横浜市	司令課	045-332-1351	045-331-5221
川崎市	指令課	044-223-2645	044-223-2654・2655

航空特別応援（ヘリコプター）要請連絡表

航空特別応援（ヘリコプター）要請連絡表

要請側消防 本部連絡者	応援側消防 本部連絡者

① 要請者職・氏名	消防本部消防長	
② 要請日時	年 月 日	時 分
③ 災害発生時	年 月 日	時 分
災害発生場所		
④ 災害の概要		
応援の種別	①調査 ②火災 ③救助 ④救急 ⑤救援	
⑤ 活動拠点	①定置場 ②離発着場	
⑥ 応援の（具体的）内容		
⑦ 必要資機材		
⑧ 離発着可能な場所	第1順位	
	第2順位	

⑨ 給油体制	給油の可否	可 ・ 否
	給油方法	
	体制作りの 所要時間	
⑩ 現場最高指揮者職・ 氏名・無線局名		
⑪ 離発着場における資機 材の準備状況		
⑫ 他機関の航空機及びへ りの活動状況		
⑬ 他消防本部に対する応 援へり要請状況		
⑭ 気象の状況	天候 風向 風力 m/s 視界 m	
⑮ 誘導方法		
要請側消防本部連絡先		
その他		

## 消防相互応援協定に基づく覚書

**第1条** この覚書は、神奈川県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、協定市町相互間における消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

**第2条** 協定第2条第1号に規定する通常応援の出場区域は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。

**第3条** 協定第2条第2号に規定する消防団応援の出場区域は、別表第2のとおりとする。

**第4条** 協定第2条の規定により、応援出場する消防隊等（消防団を除く。以下同じ。）の無線局は、県内共通波を使用するものとする。

2 前項の場合において、発災地の消防長は、県内共通波を有する無線局のうちから統括局を指定し、応援出場した消防隊等に通知するものとする。

**第5条** 協定市町の消防長は、協定第2条の規定に基づき応援出場したときは、別記様式第1号及び第1号の2により消防隊の活動詳細を発災地の消防長に通知するものとする。

**第6条** 協定第8条の規定に基づく協定市町の消防現勢は、毎年4月1日現在の状況を別記様式第2号により協定市町相互に交換するものとする。

**第7条** この覚書を改定するに当たっては、協定市町消防長会の事務局を担当する市町が改訂事務を取りまとめ、事務を代行するものとする。

**第8条** この覚書に記載されていない事項又は運用にあたり疑義を生じたときは、協定市町消防長会で協議し、決定するものとする。

**第9条** この覚書を証するため、正本25通を作成し、協定市町の消防長が記名押印の上、それぞれ各1通を保管するものとする。

この覚書は、昭和50年8月1日から効力を生ずる。

（昭和50年7月25日締結）

附則

この覚書は、昭和53年4月13日から効力を生ずる。

（昭和53年4月13日締結）

附則

この覚書は、昭和55年11月1日から効力を生ずる。

（昭和55年11月1日締結）

附則

この覚書は、昭和56年8月25日から効力を生ずる。

ただし、横浜・横須賀道路の未開通部分については、開通時点から適用する。

（昭和56年8月25日締結）

附則

この覚書は、昭和58年4月15日から効力を生ずる。

（昭和58年4月14日締結）

附則

この覚書は、昭和59年4月17日から効力を生ずる。

（昭和59年4月16日締結）

- 附則  
この覚書は、昭和60年4月11日から効力を生ずる。(昭和60年4月10日締結)
- 附則  
この覚書は、昭和61年4月16日から効力を生ずる。(昭和61年4月15日締結)
- 附則  
この覚書は、昭和61年12月17日から効力を生ずる。(昭和61年12月17日締結)
- 附則  
この覚書は、昭和63年4月7日から効力を生ずる。(昭和63年4月7日締結)
- 附則  
この覚書は、昭和63年11月11日から効力を生ずる。(昭和63年11月11日締結)
- 附則  
この覚書は、平成元年4月6日から効力を生ずる。(平成元年4月6日締結)
- 附則  
この覚書は、平成2年7月1日から効力を生ずる。(平成2年4月18日締結)
- 附則  
この覚書は、平成3年4月10日から効力を生ずる。(平成3年4月10日締結)
- 附則  
この覚書は、平成4年4月14日から効力を生ずる。(平成4年4月14日締結)
- 附則  
この覚書は、平成5年4月14日から効力を生ずる。(平成5年4月14日締結)
- 附則  
この覚書は、平成6年4月18日から効力を生ずる。(平成6年4月18日締結)
- 附則  
この覚書は、平成7年4月14日から効力を生ずる。(平成7年4月14日締結)
- 附則  
この覚書は、平成8年4月19日から効力を生ずる。(平成8年4月19日締結)
- 附則  
この覚書は、平成8年4月19日から効力を生ずる。(平成8年10月18日締結)
- 附則  
この覚書は、平成10年4月8日から効力を生ずる。(平成10年4月8日締結)
- 附則  
この覚書は、平成11年4月15日から効力を生ずる。(平成11年4月15日締結)
- 附則  
この覚書は、平成11年12月1日から効力を生ずる。(平成11年12月1日締結)
- 附則  
この覚書は、平成12年4月13日から効力を生ずる。(平成12年4月13日締結)
- 附則  
この覚書は、平成12年5月8日から効力を生ずる。(平成12年5月8日締結)
- 附則  
この覚書は、平成13年4月19日から効力を生ずる。(平成13年4月17日締結)

附則	
この覚書は、平成14年4月18日から効力を生ずる。	(平成14年4月18日締結)
附則	
この覚書は、平成15年4月18日から効力を生ずる。	(平成15年4月18日締結)
附則	
この覚書は、平成16年4月23日から効力を生ずる。	(平成16年4月23日締結)
附則	
この覚書は、平成17年4月15日から効力を生ずる。	(平成17年4月15日締結)
附則	
この覚書は、平成18年3月20日から効力を生ずる。	(平成18年3月20日締結)
附則	
この覚書は、平成19年4月20日から効力を生ずる。	(平成19年4月20日締結)
附則	
この覚書は、平成20年4月18日から効力を生ずる。	(平成20年4月18日締結)
附則	
この覚書は、平成21年4月17日から効力を生ずる。	(平成21年4月17日締結)
附則	
この覚書は、平成21年6月30日から効力を生ずる。	(平成21年6月30日締結)
附則	
この覚書は、平成22年4月16日から効力を生ずる。	(平成22年4月16日締結)
附則	
この覚書は、平成23年5月10日から効力を生ずる。	(平成23年5月10日締結)
附則	
この覚書は、平成24年4月20日から効力を生ずる。	(平成24年4月20日締結)
附則	
この覚書は、平成26年4月18日から効力を生ずる。	(平成26年4月18日締結)

別表 略

神奈川県知事 殿

中井町長

### 自衛隊災害派遣要請書

下記の事由により、至急自衛隊の派遣を要請します。

#### 記

1. 災害の状況及び派遣を要請する理由
2. 派遣を必要とする期間
3. 派遣を希望する人員・車両・船舶・航空機等の概要
  - (1) 人 員
  - (2) 車両等の種類
4. 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 区 域
  - (2) 活動内容
5. その他参考となるべき事項

資料 4.16 自衛隊災害派遣撤収要請書

第 号  
年 月 日

神奈川県知事 殿

中井町長

自衛隊災害派遣撤収要請書

当町 地区の避難救助活動のため、 年 月 日付相総第  
号をもって自衛隊の出勤を要請しましたが、避難救助活動が概ね完了いたしました  
ので、撤収方を要請します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

## 救助救急計画

各種災害及び交通事故等により、住民の生命、身体に危険を生じ又は、危険が予想されるときは次によるものとする。

### 現地指揮本部の設置

災害又は事故現場に近く、その状況、部隊の行動を把握できる場所を選定し速やかに現地指揮本部を設置し、的確なる救助救急を実施する。

現地指揮本部は指揮班、情報調査班、救護班とし、各班の任務分担は次のとおりとする。

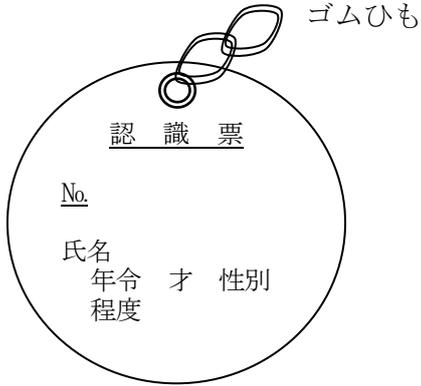
#### 1. 指揮班

- (1) 出場各隊に対する現地指揮本部長の指揮命令及び連絡事項の伝達に関する事。
- (2) 消防相互応援に基づく応援要請、役場各課、町内各機関への応援又は協力要請に関する事。
- (3) 災害対策本部長（又は町長）への状況報告、各班との連絡、資器材輸送の要請に関する事。
- (4) 現場警戒区域の設定に関する事。
- (5) 資器材の配布、受領、給食に関する事。

#### 2. 情報調査班

- (1) 医療機関の傷病者受入体制及びその収容状況の掌握に関する事。
- (2) 情報の収集に関する事。
- (3) 災害原因等の調査に関する事。
- (4) 傷病者等の救出、救急状況の記録及び集計に関する事。
- (5) 傷病者等の救出、救急の即報に関する事。
- (6) 傷病者等の氏名性別、収容先等の掌握及び広報（現場広報を含む）に関する事。

情報調査班の記録票および認識票は次により作成する。



穴（鳩目付）

1. 輪ゴムをつけ傷病者の腕又はボタン等に付す。
2. 用紙は厚紙とす。
3. 裏面に中井町のゴム印を押す。

即 報 板 作 成

取扱 隊名	番号	職業	氏 名	年齢 (推定)	性別	住所又は傷病者 等の特徴、部位	傷病 程度	収 容 先 医療機関名
	No.				男 女		死重 中軽	
	No.				男 女		死重 中軽	
	No.				男 女		死重 中軽	
	No.				男 女		死重 中軽	
	No.				男 女		死重 中軽	

月日現在被災状況	死 亡 現地 収容先		重 傷	中等傷	軽 傷	合 計	収 容 所	出場 隊名
月 日 時 分	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計		
月 日 時 分	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計		
月 日 時 分								

資料 4.18 物品輸送引渡書・物品受領書

物品輸送引渡書

地区名 \_\_\_\_\_ 月 日 時 分  
輸送担当者 ( \_\_\_\_\_ )

物 品 名	数 量	備 考

物品受領書

地区名 \_\_\_\_\_ 月 日 時 分  
受領者 \_\_\_\_\_

物 品 名	数 量	備 考



## 資料 4.19 応急仮設住宅仕様基準

### 応急仮設住宅仕様基準

- 1 面積 1戸当り 29.7m<sup>3</sup> (9坪)
- 2 構造概要 軽量鉄骨造平屋建 5連戸建
  - A 基礎…………… 松丸太杭打  
末口 9 cm 以上 長さ 90cm 根入れ 60cm
  - B 床束…………… 松丸太杭打 末口 9 cm
  - C 小屋組…………… 切り妻又は片流
- 3 仕上表
  - A 屋根…………… 波形鉄板葺又は平鉄板葺 (塗装は別途)
  - B 外装…………… カラー鉄板張り
  - C 内装…………… ベニヤ板張り  
(ただし戸境は両面ベニヤ張りとする)
  - D 天井…………… ベニヤ板張り
  - E 床…………… 台所・便所一床パネル、居間一畳敷
  - F 挿入…………… 中棚なし (カーテンは別途)
  - G 浴室、便所…… ユニットバス
- 4 建具工事
  - A 8帖～台所境… 木製ベニヤ板引違い戸
  - B 便所…………… 木製ベニヤ板片開き戸
  - C 玄関出入口…… 木製板張片開き戸
  - D 8帖…………… 内法高 135cm、台所内法高 75cm、  
便所内法高 30cm、木製ガラス引違い戸
- 5 附帯設備
  - A 電灯設備…………… 居間、台所各 1 灯 (笠・電球 40W 共)  
便所 1 灯 (電球 10W 共)
  - B 給水設備…………… 台所 1ヶ所、給水管は屋外 1 m 迄とする。
  - C 排水設備…………… 台所 1ヶ所、排水管は屋外 1 m 迄とする。
  - D 流し設備…………… 台所 1ヶ所 (既製品)
  - E 便所設備…………… 便槽 (コンクリート既製品) 臭気抜

資料 4.20 公用負担権限証明書

公用負担権限証明書

職 名

氏 名

右の者に中井町内の区域における水防法第 21 条の権限行使を委任したることを証明する。

年 月 日

水防管理者

中井町長名

## 第5章 東海地震事前対策計画

### 資料5.1 中井町地震災害警戒本部条例

#### 中井町地震災害警戒本部条例

昭和54年12月18日

条例第22号

(目的)

**第1条** この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、中井町地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(1) 神奈川県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(2) 教育長

(3) 消防団長

(4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(5) 小田原市消防本部消防長が指名する消防職員

(6) 町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

(7) その他町長が必要と認める者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、町の職員のうちから町長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部の設置)

**第3条** 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

- 3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
- 4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

**第4条** 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第16号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第9号)

この条例は、平成25年3月31日から施行する。

## 中井町地震災害警戒本部運営要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、中井町地震災害警戒本部条例（昭和54年中井町条例第22号。以下「警戒本部条例」という。）第4条の規定に基づき、中井町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営についての必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

**第2条** 中井町地震災害警戒本部副本部長（以下「副本部長」という。）は副町長をもって充てる。

(町長が委嘱又は指名する本部員)

**第3条** 警戒本部条例第2条第5項第1号に規定する中井町地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 神奈川県松田警察署長
- 2 警戒本部条例第2条第5項第2号に規定する本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 中井町教育長
- 3 警戒本部条例第2条第5項第3号に規定する本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 中井町消防団長
- 4 警戒本部条例第2条第5項第4号に規定する本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 中井町総務課長
  - (2) 中井町企画課長
  - (3) 中井町福祉課長
  - (4) 中井町まち整備課長
  - (5) 中井町上下水道課長
  - (6) 中井町議会事務局長
- 5 警戒本部条例第2条第5項第5号に規定する本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 小田原市消防本部消防長
- 6 警戒本部条例第2条第5項第6号に規定する本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 東日本電信電話株式会社神奈川支店長

(その他の職員)

**第4条** 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員は、中井町地域防災計画に定める非常配備体制に従事する職員（以下「非常配備要員」という。）をもって充てる。

(組織及び業務)

**第5条** 警戒本部の組織及び分担業務は、応急対策実施上特別の必要がある場合、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）が別に定める。

- 2 部に部長を班に班長を置く。
- 3 部長及び班長は地震災害警戒本部組織及び分担業務に掲げる職にある者をもって充て

る。

(職務)

**第6条** 部長は、本部長の命を受け部の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

2 班長は、上司の命を受け班の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

3 班員は、上司の命を受け所掌事務に従事する。

(本部会議)

**第7条** 中井町地震災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）は、地震防災応急対策上の重要な指示又は総合調整を行うために特に必要があるときは、警戒本部会議（以下「本部会議」という。）を招集し、その議長となる。警戒本部長に事故あるときは、副本部長がこれにあたる。

2 本部会議は、警戒本部長、副本部長及び部長・班長をもって構成する。

3 部長及び班長は、本部会議に出席困難なときは、代理者の出席又は連絡者の派遣に努めるものとする。

4 前項の代理者は、本部員とみなす。

(本部連絡員)

**第8条** 警戒本部に本部連絡員を置き各班長がその所属部員のうちから指名する。

2 本部連絡員は、本部室において服務し、所属班への命令伝達及び連絡その他地震防災応急対策実施に関する事務に従事する。

(非常配備編成計画及び非常配備)

**第9条** 非常配備要員は、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）の招集又は警戒宣言の発令を知ったときは、別に定める非常配備編成計画に基づき、速やかに非常配備につくものとする。

2 配備の職員配置は、配備編成計画に基づき部長が行う。

(警戒宣言発令下の活動)

**第10条** 警戒宣言発令下における警戒本部の活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 部長は、地震防災応急対策実施上必要な情報等を各班に周知するとともに、地震防災応急対策を実施させる。

(2) 班長は、所属班員を掌握するとともに、それぞれ分担業務を実施させる。

(3) 部及び班は、部及び班相互間並びに関係機関との連絡を密にし協力体制を強化する。

(緊急参集)

**第11条** 非常配備要員は、勤務時間外、休日等において判定会の招集又は警戒宣言の発令を知ったときは、直ちに所属部班に参集し、又は連絡をとり上司の指示を受けるものとする。

(補則)

**第12条** この要綱で規定するもののほか必要な事項は、本部長がそのつど定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 資料 5.3 警戒宣言発令時の広報例文

#### 警戒宣言発令時の広報例文

町民の皆さん、私は中井町長の〇〇〇〇です。

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、内閣総理大臣から東海地震に関する警戒宣言が発令されました。

この宣言によりますと、〇〇日以内に（場所）で（地震の規模）位の地震が発生する可能性があるということです。

町民の皆さんは、これからの情報をよく聞き、冷静に行動してください。

中井町では現在、地震災害警戒本部を設置して、広報活動その他の対策の実施に万全を期しております。町民の皆さんは、次の点に注意して行動してください。

第1は、テレビ・ラジオの放送をよく聞き、冷静に行動してください。また広報車でも広報を行っているので聞いてください。

第2は、火災を防ぐため、火の使用を自粛してください。

第3は、飲料水、食料、医薬品等を準備してください。

第4は、自家用車や電話等の使用を自粛してください。

なお、地震に対しての備えがあれば大丈夫ですから、デマなどに惑わされないようにしてください。

## 資料 5.4 東海地震に関する事前対策

### 第1節 計画の目的

#### 1. 目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号、以下「大震法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、中井町の地域に係る大震法第 9 条の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策を中心に、緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項及び防災訓練等に関する事項を定め、中井町の地域における地震防災体制の整備を図ることを目的とする。

- (1) この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するために、全県域を対象として、県、町及び防災関係機関等にとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- (2) この計画で、強化地域に係る部分については、大震法第 6 条の規定に基づく「地震防災強化計画」（以下「強化計画」という。）とする。
- (3) この計画は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下「東海地震に関連する情報」という。）の発表及び警戒宣言が発せられた時から地震発生までの間における事前応急対策を定める。
- (4) 町及び関係機関は、この計画に基づいてそれぞれ必要な具体的計画等を定め、事前対策を実施する。

#### 2. 方針

地震災害に関する警戒宣言が発せられた場合は、警戒宣言及び大規模地震関連情報の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関及び町民に周知することにより、町民生活の安定を図り、混乱の発生を防止する。

地震防災応急対策は、関係各機関相互が密接な連携を取り、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を講じることに努めるとともに、その実施に当たっては、人命の安全の確保を第一とし、次いで社会、経済的影響が大きく地震防災上重要度が高い事項から順次実施するものとする。

地震防災応急対策等の適切な実施のために、町災害対策本部の設置及び運営に関する事項を具体的に定め、迅速かつ的確な対応を図るとともに、日ごろから町民の協力を得て、自主防災組織の育成強化を図り、訓練、教育、広報を通じて、地震災害に対して一体的に対処する体制を整備するものとする。

#### 3. 事務または業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務または業務の大綱は、中井町地域防災計画に定める事務または業務の事前配備とし、併せて被害軽減の措置とする。

## 第2節 予防対策

### 1. 緊急整備事業

大規模な地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難地、避難路、消防用施設をはじめ、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設を整備する必要がある。

このため、県、町及び関係機関は、これらの防災施設につき地震対策緊急整備事業計画を定め、関連事業との整合を図り、早急にその整備を図る。

町は、大震法第6条第2項の趣旨を踏まえ、同法施行令第2条の規定に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定め、その整備に努める。

施設等の設備は、おおむね5か年間を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、関連事業との整合を図り施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

### 2. 地震防災応急計画の作成義務等

大震法第7条及び同法施行令第4条の規定に基づき、学校、病院など不特定多数の者が出入りする施設、大規模な工場や事業所、危険物の製造、電気・ガス・水道などの施設等については、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられた場合の災害防止と社会的混乱を避けるため、それぞれの施設管理者等が地震防災応急計画を作成する。

### 3. 大規模な地震に係る防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協体制の強化を目的として町内全域にわたる大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

防災訓練は、少なくとも年1回以上実施し、警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施及び地震に対する災害応急対策の実施を内容に含むものとする。

町は、自主防災会等の参加を得て訓練を行う場合には県に対し、必要に応じて助言と指導を求めることができる。

### 4. 地震防災上必要な教育及び広報の実施

警戒宣言発令時における地震防災応急対策等の円滑なる実施を図るためには、町及び防災関係機関の職員はもとより、各種団体、事業所、住民等町域のすべての人々が、それぞれの役割に応じた活動主体として、警戒宣言発令という事態を正しく認識し、予知情報等が出された場合の具体的な行動について習熟するよう不断に努力することが必要である。

このため、町及び防災機関は、自主的または各種団体、事業所及び自主防災会等と協力し、地震防災上必要な教育及び広報を繰り返し実施し、地震防災応急体制に関する知識の普及及び徹底を図る。

#### (1) 町及び防災関係機関の職員に対する教育

警戒宣言発令時における地震防災応急対策の万全を期すため、町及び防災関係機関は、それぞれ災害対策関係職員に対し、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各課及び各機関において実施し、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- ・警戒宣言の性格及びこれに基づき講じられる措置の内容
- ・東海地震の予知に関する知識

- ・東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
- ・予想される地震に関する知識
- ・東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、並びに地震が発生した場合の出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

## (2) 住民等に対する教育及び広報

町は、広報資料の配布、自治会集会等の開催、自主防災会への指導等により次の内容について防災教育、広報を実施し、警戒宣言発令時に講じるべき措置をはじめとする地震防災応急体制の周知、徹底を図る。

- ・大震法に基づく警戒宣言の性格及び措置の内容
- ・予想される地震と被害の想定に関する知識
- ・警戒宣言、東海地震予知情報等の正確な情報の入手方法
- ・警戒宣言、東海地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合の出火防止、自動車運行の自粛及び注意事項等防災上とるべき行動
- ・避難所及び避難経路に関する知識
- ・日頃から備え、実施しうる生活必需品の備蓄、落下物の防止、家屋・付属施設の補強、家具・危険物等の転倒防止、出火防止措置等の内容
- ・外国人や要配慮者を考慮した広報の実施

## (3) 児童、生徒等に対する教育等

町、教育委員会及びこども園、保育所、学校等は、警戒宣言発令時における園児、児童、生徒等の避難、保護等の措置をはじめ地震防災応急対策及び地震災害発生後の災害応急対策等に係る事項について、関係職員及び園児、児童、生徒等に対し防災教育を実施するとともに、保護者に対する周知を図る。

なお、こども園、保育所、学校等は、構内で実施する防災訓練において、警戒宣言に伴う具体的行動を取り入れる等により防災教育の徹底に努める。

## (4) 自動車運転者等に対する広報

町は、自動車の運転者及び自動車の使用者に対し、警戒宣言発令時並びに地震発生時における自動車の運行等の措置について、広報の徹底を図る。

## 5. 園児・児童・生徒の退避・誘導対策計画の策定

学校長等は、園児・児童・生徒の保護について次の事項に十分留意し退避・誘導対策計画を具体的に定める。

- ・園児・児童・生徒の生命・身体の安全確保を最優先した対策計画であること。
- ・地震防災強化計画等をふまえ、更に交通機関の運行状況についても十分配慮したものであること。
- ・学校等の所在する地域の諸条件等を考慮した対策計画であること。
- ・警戒宣言発令に迅速に対応できる対策計画であること。
- ・園児・児童・生徒の行動基準並びに学校等や教師等の対処、行動が明確にされていること。
- ・全職員の共通理解がなされ、個々の分担が明確にされていること。
- ・警戒宣言発令後においては、緊急連絡等ができない事態を想定して、特に園児・児童・生徒の引き渡し等については保護者に十分理解される対策計画であること。

### 第3節 警戒宣言発令時等対策

#### 1. 地震災害警戒本部の設置等

##### (1) 地震災害警戒本部の設置

町長は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに、中井町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

また、町警戒本部長（町長）は、警戒解除宣言が発せられた場合、町警戒本部を廃止する。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、町警戒本部を設置できる体制をとる。

##### (2) 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、大震法、大震法施行令、中井町地震防災警戒本部条例に定めるところに従い、災害対策本部に準じて組織化する。

##### (3) 東海地域の地震・地殻活動に関する情報発表時の対応

情報の種類	情報の内容	カラーレベル		配備体制
		発表	終了	
東海地震に関連する調査情報（定例）	毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会において評価した調査結果について発表される情報	青	青	—
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地域の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査状況について発表される情報で、東海地域におけるひずみ計1箇所以上で有意な変化が観測された場合等に発表される情報	青	青	平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い人員を増員し、必要な対策が行える体制
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計2箇所での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	黄	青	情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて、必要な対策が円滑に行える体制
東海地震予知情報	東海地震が発生する恐れがあると認められ、警戒宣言が発せられた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計3箇所以上での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	赤	青	事前の応急対策及び地震が発生した時、災害対策が円滑に行える体制

##### (4) 地震防災応急対策要員の参集等

町長は、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）が招集されたとき、または警戒宣言が発せられたとき、職員に参集を命ずる。配備体制及び参集場所は、町長が別に定める。

職員は、東海地震予知情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、警戒宣言発令を察知したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により指定された場所に参集する。

区分	配備基準	配備人員
事前配備	判定会が招集されたとき	班長が指名した者
警戒配備	警戒宣言が発令されたとき	全員

## (5) 警戒本部の業務

警戒本部は次の業務を実施する。

- ・町民への情報提供と呼びかけ
- ・警戒宣言、東海地震予知情報等の受伝達
- ・防災関係機関の業務に係る連絡調整
- ・発災後における応急対策の事前準備
- ・その他地震防災応急対策の実施

[参照] 資料 6.3.4 中井町地震災害警戒本部条例，中井町地震災害警戒本部  
運営要綱（資料編 p. 88～92）

資料 4.1.5 中井町災害対策本部組織図（資料編 p. 35）

## 2. 警戒宣言前の準備行動

東海地震注意情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合、国はその旨を公表する。その場合、県、町及び防災関係機関は、救急・救助・消火部隊等の受入れ・派遣準備や物資の点検、児童・生徒等の帰宅、旅行の自粛など、必要な準備行動等を行う。

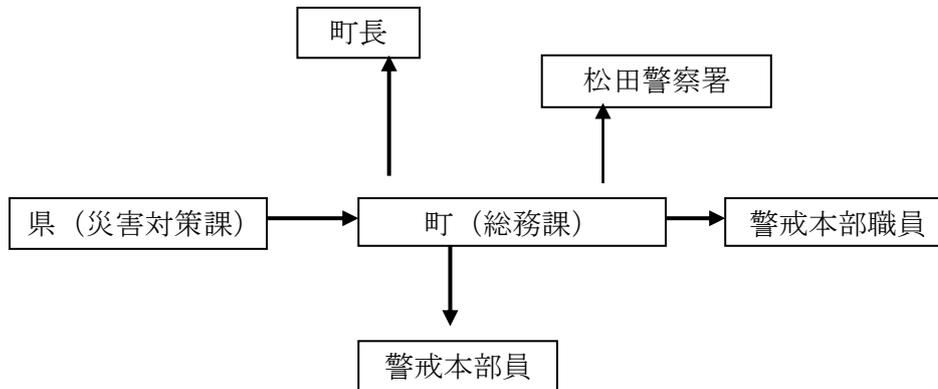
なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合、国は準備体制の解除を発表する。その場合、県、町及び防災関係機関は準備行動を終了する。

## 3. 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達

### (1) 判定会招集情報

#### ①勤務時間内の情報伝達経路

判定会情報の伝達は、次の系統により行う。



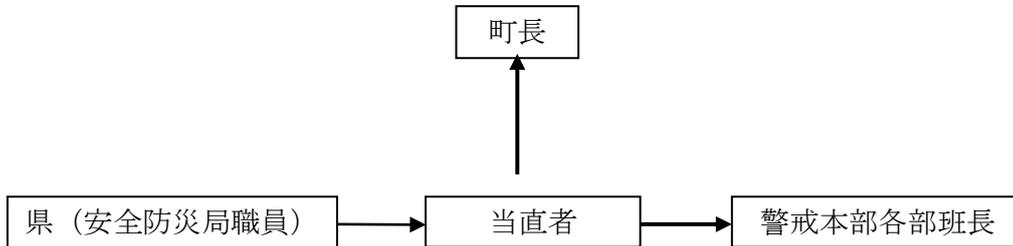
#### ○警戒本部職員等への伝達

本庁内・・・放送設備による一斉放送により伝達する。

出先機関・・・放送を受けた各班連絡員は、電話等により各班の出先機関に伝達する。

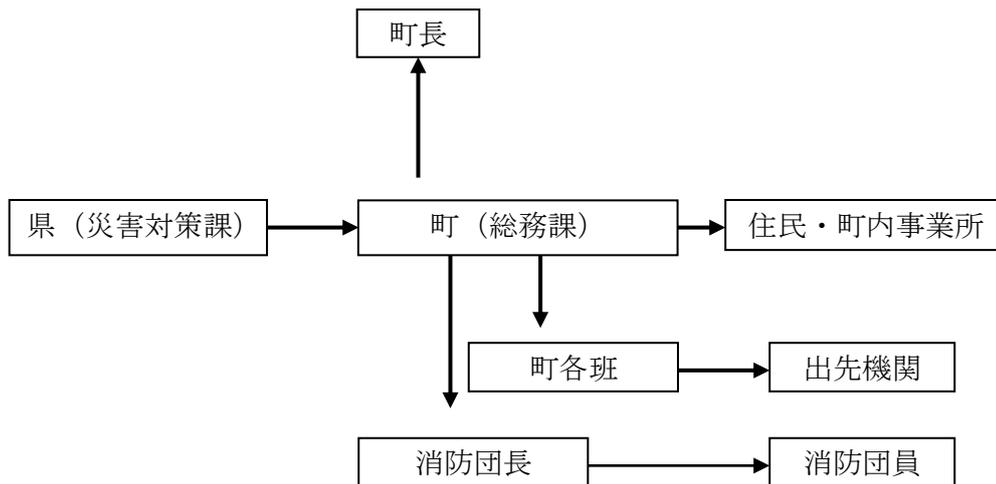
## ②勤務時間外、休日の伝達経路

勤務時間外、休日においては、関係職員が自宅から加入電話により、次の系統に伝達する。



## (2) 東海地震予知情報等の伝達等

警戒宣言、警戒態勢をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置を講ずるべき旨の通知、東海地震予知情報等の内容その他これらに関連する情報等（以下「東海地震予知情報等」という。）の伝達は、次の系統により行う。



○勤務時間外、休日の場合は、町各班員（警戒本部職員）が既に判定会招集情報の伝達経路により伝達されるので、特別の伝達経路は設定しない。

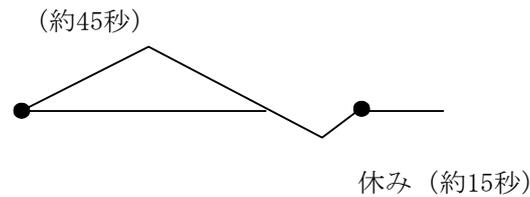
## 《地震防災信号》

### ア. 警鐘

(5点打点)



## イ. サイレン



## ウ. 備考

- ・警鐘またはサイレンは、適宜の時間継続すること。
- ・必要があれば、警鐘及びサイレンを併用すること。

### (3) 警戒宣言時の広報

東海地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策を迅速かつ的確に行えるよう、各防災関係機関は、東海地震予知情報等に対応する広報活動を実施する。

また、要配慮者等情報伝達について特に配慮を要する者に対しては、外国語による表示、冊子、放送のほか、広報誌、広報車、懸垂幕など、様々な広報手段を活用するよう努める。

#### ① 広報内容

住民または事業所に広報周知すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- ・冷静な行動をとること。
- ・不要な火気の始末をすること。
- ・家具等屋内重量物の転倒防止措置をとること。
- ・テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。
- ・当座の飲料水、食料品等の持ち出しの準備をすること。
- ・自動車による移動を自粛すること。
- ・すぐに避難行動を行わず、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動すること。
- ・電話の使用は自粛すること。
- ・東海地震に関連する情報の内容。
- ・その他生活関連情報等、住民等が必要とする情報。

#### ② 広報手段等

広報は、防災行政無線、広報車等または自主防災会若しくは自衛消防組織等を通じる伝達経路を用いて行う。

### (4) 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

警戒宣言発令後の避難状況・応急対策実施状況等に関する情報の収集または伝達及び警戒本部からの指示事項等の伝達は次の系統により行う。



[参照] 資料 6.3.4 警戒宣言発令時の広報例文 (資料編 p.92)

## (5) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告

町は、警戒宣言が発せられた場合に実施する事前避難の実施状況及び地震防災応急対策の実施状況等について県警戒本部長に報告する。

## 4. 施設、設備の点検等

### (1) 施設、設備の点検

町及び防災関係機関は、地震の発生に備え、管理する施設、設備において、第三者(来庁者、通行人等)に対し、被害を及ぼさないよう点検等を実施する。

#### ①火気使用設備の点検

火気使用は、極力制限し防火措置を講ずる。やむを得ず使用する場合は、地震が発生した場合直ちに消火できるような措置を講ずる。

#### ②自家発電装置、可搬式発電機の点検

地震発生の際の停電に備えて、自家発電装置、可搬式発電機が使用可能な状態になるよう点検する。

#### ③消防用設備等の点検

防火戸、火災報知装置、消火用水及び消火器を点検する。

#### ④落下、倒壊危険性のある備品等の点検

屋内にある電燈、標示板及びロッカー等転落、転倒しやすい備品の落下・転倒防止措置を実施する。また、街路、避難路に面する施設等は、ガラスや落下しやすい重量物の落下防止の措置を実施し、外部に対して具体的危険について警告措置を講ずる。

#### ⑤発火流出、爆発のおそれのある危険物等の点検

発火流出、爆発のおそれのある危険物や高圧ガスは、所定の場所に保管するか、転倒防止、漏えい防止の措置を講じ、また、緊急遮断装置等安全装置類は、作動確認を実施する。

#### ⑥その他、管理する施設、設備について特に必要な点検

管理する施設・設備の持つ固有の特性、機能について必要な点検措置をあらかじめ定めておく。

### (2) 緊急に講ずるべき措置

#### ①防災活動上必要な資機材等の確保

防災活動に必要な最低限の食料、飲料水、ラジオ、懐中電灯等を確保する。

#### ②無線通信機等の通信手段の確保

発災に備えて、有線、無線、その他の通信手段を確認、確保する。

## 5. 事前避難対策

### (1) 事前避難の実施

町は、警戒宣言が発せられた時は、直ちに避難対象地区の住民等に対して避難の勧告又は指示を行う。

### (2) 避難に関する周知

町は、次の事項についてあらかじめ関係地区住民に十分周知を図る。

- ・避難を要する理由
- ・避難勧告または指示の対象となる地区及び範囲
- ・想定される危険の種類
- ・避難先とその場所
- ・避難経路

- ・避難の勧告または指示の伝達方法
- ・避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- ・その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

### **(3) 避難の勧告または指示**

町長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、避難の勧告、指示、または警戒区域の指定を行うとともに次の措置を講ずる。

なお、避難の方法は原則徒歩としするが、山間地等、避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が困難な場合は、地域の実情に応じて車両による避難も可能とする。

- ・防災行政無線、広報車等による勧告または指示等の周知措置
- ・神奈川県地震災害警戒本部への報告
- ・対象地区の消防団の地元分団、自主防災会、施設及び事務所への通知及び集団避難の指導
- ・松田警察署への通知及び避難誘導、交通規制等の措置の依頼
- ・避難所または救護所の開設及び応急対策用資機材の点検装備
- ・警戒本部と避難所または救護所を結ぶ情報連絡網の開設
- ・避難終了後の地区について、松田警察署員、消防本部、消防署及び消防団員による防火防犯パトロールの実施

### **(4) 自主防災会及び自衛消防組織の責務**

避難の勧告、指示があった場合は、地域の自主防災会及び事業所等の自衛消防組織は、あらかじめ定めた避難計画及び警戒本部の指示に従い、住民または従業者、入場者等の避難誘導のため必要な措置を講ずる。

### **(5) 避難対象地区住民等の避難行動等**

避難の勧告又は指示を受けた住民等は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ、速やかに避難するとともに、避難生活の運営に努める。

町は、避難した住民等が自主防災組織を中心として円滑に避難生活を運営できるよう必要な支援を行う。

### **(6) 資機材の配備及び職員の派遣**

町は、避難所または救護所ごとに必要な設備、資機材の配備及び職員の派遣を行う。

### **(7) 避難行動要支援者対策**

町は、あらかじめ自主防災会単位に在宅の避難行動要支援者の避難に当たり、介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。

警戒宣言に基づき、避難の勧告または指示が行われた際の避難行動要支援者の避難所または救護所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族、または本人が属する自主防災会が指定する者が担当し、町は自主防災会を通じて、介護または搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

### **(8) 県への報告等**

町は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに松田警察署と相互に連絡をとるものとする。

### **(9) 事前避難体制の確立等**

#### **①事前避難体制の確立**

町は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動がとれるよう事前避難体制の確立に努める。

(ア) 避難にあたっては、警戒宣言が発せられた時から地震の発生までは比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図る。

(イ) 町は、避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した避難行動要支援者の避難については、自主防災組織等の協力のもとに実施する。また、外国人、出張者及び旅行者等についても、関係事業者と連携して、避難誘導等適切な対応を実施

する。

## ②要配慮者保護のための屋内での避難生活の運営

避難地で運営する避難生活は、原則として屋外とするが、高齢者、障がい者、子ども、病人等要配慮者の保護のため、国及び地方公共団体が定めた指針に基づき、あらかじめ指定された施設内において避難生活を運営できるものとする。

### (10) 避難計画の見直し

町は、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の結果等を踏まえ、避難計画を見直すこととする。

### (11) 災害救助法の適用

事前避難生活の状況に応じ、災害救助法の適用を県に要請する。

### (12) 避難所の運営

#### ①救護内容

町が避難所または救護所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。なお、避難所または救護所ごとの救護内容は別に定める。ただし、飲料水、主要食料及び寝具等については、避難者の自給を原則とする。

- ・ 収容施設等への収容（テントも考えられる。）
- ・ 飲料水、主要食料及び寝具等の供与
- ・ その他

#### ②避難者への措置

町は、収容施設の所有者または管理者の協力を得て避難者に対し次の措置を講ずるよう努める。

- ・ 東海地震予知情報等の伝達
- ・ 警戒宣言発令時対策の実施状況の周知
- ・ 収容施設の秩序維持
- ・ その他避難生活に必要な措置

#### ③資機材の調達及び確保

町は、救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 町が備蓄する食料、物資等の放出
- ・ 非常用電源設備、給水用資機材、その他防災用資機材の配備
- ・ その他必要な措置

#### ④生活必需物資の調達及び確保

町は、避難生活に必要な生活必需物資等の調達・確保の方法及びこれに係る体制を整備する。また、避難者に対して避難生活に必要な生活必需物資の携行を支持する場合は、その旨を明示する。

#### ⑤要配慮者保護のための屋内での避難生活の運営

避難地で運営する避難生活は、原則として屋外とするが、要配慮者の保護のため、国及び地方公共団体が定めた指針に基づき、あらかじめ指定された施設内において避難生活を運営できるものとする。

## 6. 資機材、人員等の事前措置

### (1) 飲料水対策

#### ① 飲料水の確保

地震発生に備え居住者等の需要家に緊急貯水を要請するとともに、増加する需要に対して給水を確保継続する。また、あらかじめ定めた地震防災応急計画等に従って、地震防災上の措置を実施する。

#### ② 応急給水体制の確保

警戒宣言が発令された場合、あらかじめ定めた応急給水の要領により給水要員・給水車及び給水資機材の確保を図る。

### (2) 小売店・金融機関の対応及び物価高騰防止のための措置

小売店については、それぞれの地域特性に応じて自らの安全措置を進め、生活必需品等の緊急要請に応える措置をとる。

金融機関については、キャッシュコーナー等の営業を警戒宣言発令時も継続するようにし、混乱防止に努める。

町は、警戒宣言が発せられた場合、県と連携し、食料等生活必需品等の売り惜しみ又は買占めなど物価の高騰が生じないように関係する生産者及び流通業者等に対して、必要な要請・指導を行う。

### (3) 資機材及び人員の配備

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、当該警戒宣言に係る地震が発生した場合において、中井町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

町は、平素から災害装備資機材の整備、充実を図り、大震災発生時においては警察等災害応急対策活動部隊に対し、資機材の提供等積極的に協力するものとする。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

## 7. 医療救護対策

警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備え町内の各医療機関は、それぞれ地震防災応急対策等を実施して被害発生の防止を図るとともに、医療救護機能の維持に努める。

なお、県は、災害医療拠点病院、県立病院に対して医療救護班の編成を指示し、待機させ、また、神奈川DMAT指定病院に対して、神奈川DMATの編成及び待機を要請し、発災後、町からの医療救護に関する協力要請に備える。

## 8. 社会福祉施設対策

### (1) 警戒宣言発令時の措置

社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期すため次の措置をとる。

- ① 施設設備の点検
- ② 落下物等の防止措置
- ③ 飲料水、食料等の確保
- ④ 関係機関、保護者との連絡体制の確保

### (2) 発災後への備え

入所者等の保護等の方法については、施設の耐震性を考慮し、他の福祉施設等への移送あるいは家族への引き渡しを実施する。

## 9. 不特定多数が出入りする施設の対策

### (1) 警戒宣言発令時の対応

#### ①スーパーマーケット等の対応

警戒宣言発令時におけるスーパーマーケット及び小売店等における営業状況は、概ね次のとおりとする。

なお、食料品及び日用雑貨等の生活必需物資を取り扱う小規模小売店舗については、食品について衛生上の確保を図りつつ、地域の需要に応えるためできるだけ営業の継続に努める。

また、町は、小規模小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等必要な対策を講じるよう努める。

#### ア スーパーマーケット（チェーンストア協会）

施設の耐震性、従業員の確保状況により、個々の店舗ごとに継続、閉店を判断する。なお、原則として、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合には営業を継続することができるものとする。

#### イ 小規模小売店（公益社団法人商連かながわ）

避難対象地区以外に立地する、食料等の生活必需品などを扱う小規模小売店で生活型商店街に属するものは、できるだけ営業を継続するよう努める。

### (2) 施設管理者の措置

不特定多数が出入りする施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに次の措置を講じる。

#### ①情報の収集

#### ②利用者等への情報伝達

#### ③待避誘導の確保

- ・非常出口、退避方向の指示
- ・顧客の整理、誘導
- ・退避場所及び経路の指示

#### ④施設の点検

- ・火気使用器具の使用停止
- ・ボイラー等のバルブ閉止、燃料停止の確認
- ・ボンベ、燃料タンクの固定確認
- ・消防用設備等の点検、作動確認
- ・受水槽の確認、給水
- ・看板、ネオン、舞台装置、照明器具等の転倒、落下防止措置
- ・非常持ち出し品の準備
- ・その他必要な措置

## 10. 消防水防等対策

消防本部、消防署及び消防団は、警戒宣言が発せられた場合、地震に伴う出火及び混乱等の防止のため、平常時の消防業務（災害活動を除く。）を停止又は縮小し、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- ・地震に備えての消防部隊の編成強化
- ・火災発生防止、初期消火についての居住者等への広報
- ・火災発生等に備え、部隊（団員）及び資機材の事前配備
- ・東海地震予知情報等の収集、伝達及び周知広報体制の確立

- ・第3章第3節に定める避難対象地区における避難のための立退きの指示、避難誘導及び避難路の確保
- ・施設、事業所等に対する応急計画実施の指示
- ・迅速な救急救助のための体制確保
- ・火災、水災等の防除のための警戒
- ・警戒巡視等の実施
- ・自主防災会等の防災活動に対する指導
- ・その他必要な措置

## 11. 警備対策

県警察は、東海地震予知情報等の発表に伴い、東海地震に係る町民の危惧、不安感等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、警察の総力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、町民の生命、身体、財産の保護、治安維持に努める。

### ①警備体制の確立

東海地震に関する異常現象の観測により、判定会招集決定の通知を受領したときは、直ちに松田警察署に警察署長を警備本部長とする松田警察署警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、所要の要員を中井町地震災害対策本部に派遣し、協力・連携体制を強化する。

別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊の運用を行う。

### ②警戒宣言発令時対策

警察が実施すべき警戒宣言発令時対策に係る措置については、概ね次に掲げる事項を基準とする。

#### ア 情報の収集・伝達

東海地震予知情報等が公表された場合は、その内容を正確かつ迅速に周知徹底するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため、次の活動を実施する。

- ・中井町が行う東海地震予知情報伝達への協力
- ・各種情報の収集・伝達
- ・地震災害警戒本部及び関係機関との相互連絡

#### イ 広報の実施

民心の安定と混乱防止のために、次の事項を重点として広報活動を実施する。

- ・東海地震予知情報等に関する正確な情報
- ・道路交通の状況と交通規制の実施状況
- ・自動車運転の自粛と自動車運転者のとるべき措置
- ・犯罪の予防等のため住民がとるべき措置
- ・不法事案を防止するための正確な情報
- ・その他混乱防止のための必要かつ正確な情報

#### ウ 社会秩序の維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、集団不法事案等を防止するために、次の活動により社会秩序維持に万全を期する。

- ・正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- ・民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防・取締り

- ・危険物による犯罪または被害発生防止のための予防・取締り
- ・避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- ・避難所、警戒区域、重要施設等の警戒
- ・自主防犯活動等に対する指導

### ③施設等の点検及び整備

警察通信施設、警察庁舎及び道路交通施設等について、発災に備えその機能を保持するため、点検及び整備を実施する。

## 12. 交通対策

### (1) 道路

町は、県と連携し、警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供し、不要、不急な旅行等の自粛を要請する。

県警察は、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸送の円滑を確保するため、交通規制等の交通対策を実施する。

なお、強化地域内の交通規制については、地震防災応急対策の実施状況、道路交通の状況、交通規制に伴う地域住民の日常生活への影響等を総合的に判断して、効果的に実施することとする。

### (2) 交通規制に関する措置等

県公安委員会は、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合、県内または隣接する都県において災害が発生した場合において、地震防災応急対策活動のための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、区域または道路の区間を指定して緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する。

通行の禁止または制限を実施するに当たっては、隣接する都県公安委員会、都県知事または市町村と緊密に連絡し、交通の状況を把握のうえ行う。

### (3) 交通規制の周知

県公安委員会は、通行の禁止または制限を行うときは、その規制内容を当該道路管理者及び関係する隣接都県公安委員会に対して速やかに通知（連絡）するとともに、報道機関の協力、立看板等の設置により、一般に周知徹底するように努める。

### (4) 交通規制の実施

警察署長は、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合、災害が発生した場合、直ちに「神奈川県警察大震災等警備計画」に定める交通検問所等に所要の警察官を配置し、次のとおり交通規制を実施する。

#### ①通行禁止区域

県公安委員会が定めた通行禁止において、緊急輸送車両以外の一般車両の通行を禁止する。

#### ②通行制限区域

県公安委員会が定めた通行制限区域において、通行禁止区域方面へ進行する緊急輸送車両以外の一般車両の運行を制限する。

#### ③通行禁止及び通行制限区域におけるう回路

通行の禁止及び制限の措置の実効を担保するため、通行禁止及び通行制限区域を囲む外周道路をう回路とし、緊急輸送車両以外の車両で通行禁止区域へと進入しようとするもの及び通行制限区域を経由して通行禁止区域内へ進入しようとするものの通行を規制するとともに、通行禁止区域、通行制限区域を除く他の地域

へう回させる。

#### ④緊急交通路の確保

県公安委員会が緊急交通路として指定することを想定した道路の中から緊急交通路として指定した道路について、緊急輸送車両以外の一般車両の通行を禁止する交通規制を行い、緊急交通路を確保する。

#### ⑤交通検問所の設置

あらかじめ定められている交通検問所等を設置し、緊急交通路の指定、防災関係公共施設から緊急交通路に連絡する道路の確保、緊急輸送車両の確認事務及び現場広報等所要の交通対策を行う。

### (5) 運転者のとるべき措置

#### ①警戒宣言が発令された場合

警戒宣言が発令された場合の運転者のとるべき措置は次のとおりである。

- ・警戒宣言が発せられたことを知ったときは地震の発生に備え、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。
- ・車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動する。
- ・やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- ・駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。
- ・危険物等を運搬中の車両はあらかじめ定められている安全対策を速やかにとる。

#### ②大規模な災害が発生した場合

大規模な災害が発生した場合の運転者のとるべき措置は、車両による避難をさけ、上記の「警戒宣言が発令された場合」と同様に行う。

### (6) 緊急輸送車両

#### ①緊急輸送車両

緊急輸送車両は、大震法第 21 条第 2 項に規定する地震防災応急対策の実施責任者またはその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ・東海地震に関連する情報の伝達及び避難の勧告、指示
- ・消防、水防その他の応急措置
- ・応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護
- ・施設及び設備の整備及び点検
- ・犯罪の予防、交通の規制、社会秩序の維持
- ・緊急輸送の確保
- ・地震が発生した場合の食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するために必要な体制の整備
- ・その他地震災害発生防止または軽減を図るための措置

#### ②緊急輸送車両の指定（確認申請）

緊急輸送車両の指定は、神奈川県地域防災計画「東海地震に係る事前対策計画」に定められた手続きによって指定を受けるものとする。

### ③緊急輸送車両に準ずる車両

- ・ 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 207 号）第 13 条に規定する緊急自動車
  - ・ 道路交通法施行令第 14 条の 2 に規定する道路維持作業用自動車
  - ・ 医療行政及び感染症防疫のための車両
  - ・ 報道機関の緊急取材のための車両
  - ・ その他特に緊急を必要とする次の車両
- a 郵便物の集配及び電報配達のための車両
  - b 金融機関の現金輸送のための車両
  - c 新聞の輸送のための車両
  - d 廃棄物の処理及び清掃のための車両
  - e 道路交通法施行令第 26 条の 3 に規定する通学、通園バス

### ④公共の輸送（路線バス）

運行中のバスは、運行を休止して乗客の安全を確保することを原則とした各バス会社の地震防災応急計画の定めるところにより措置する。通過旅客の保護対策は、運行責任者の要請に基づいて町が措置するものとする。

## 13. 緊急輸送対策

### （1）緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合の緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は、次のとおりである。

- ・ 警戒宣言発令時対策要員
- ・ 震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等
- ・ その他警戒本部長が必要と認める人員、物資または資機材等

### （2）関係機関との調整

緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施に当たっては、輸送手段の競合を生じないように緊急輸送関係機関及び実施機関相互の連携協力体制を十分整備するものとし、警戒宣言発令後の緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、警戒本部において必要な調整を行う。

### （3）緊急輸送路の確保

緊急輸送路は、原則として中井町役場と広域避難場所を結ぶ路線とするが、中井町役場と各自治会を結ぶ路線等、必要に応じて指定し輸送路の確保を図る。

[参照] 資料 3.9.2 町指定緊急輸送路（資料編 p.23）

### （4）緊急輸送車両等の確保

町及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて輸送車両等の確保を図る。確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段等は別に定め、必要に応じて、県に対し要請することができる。

## 14. 児童、生徒等の保護対策

### （1）学校の対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合には、強化地域内外を問わず、平常時の活動を維持しつつ、情報等の収集に努める。

東海地震注意情報が発表された場合には、交通機関を利用する児童・生徒等については、状況に応じて保護者へ引き渡し、あるいは帰宅させるなど、児童・生徒等の安

全に十分配慮した措置を講じる。

警戒宣言が発せられた場合、児童・生徒等の安全確保に万全を期すため、次の措置を講じる。

- ・校長は、対策本部を設置し、東海地震に関連する情報のほか、必要な情報等の把握に努め、的確な指揮にあたる。
- ・児童・生徒等の生命・身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校で児童・生徒等を保護し、安全が確認された後に、保護者へ引き渡す。ただし、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、保護者が来校するまでは、学校で児童・生徒等を保護する。なお、学校種に応じた、あらかじめ対応を定める。
- ・校長は、避難・誘導等の状況を速やかに報告する。
- ・学校施設の保安措置をとる。
- ・初期消火及び救護・救出活動等の防災活動体制をとる。

## (2) 教職員の対処、指導基準

教職員等の対処、指導基準は次のとおりである。

- ・学級担任等は、学校防災計画等、あらかじめ決められた方法で、児童・生徒等の安全確保を図った後、避難誘導を行い、その後、対策本部の指示により、さらなる児童・生徒等の安全確保に努める。
- ・障がいのある児童・生徒等については、介助体制等の組織により対応するなど十分配慮をする。
- ・児童・生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行う。
- ・遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- ・児童・生徒等の安全を確保したのち、対策本部の指示により防災活動体制をとる。

## (3) 登下校時、在宅時等に警戒宣言が発令された場合の対策

登下校時、在宅時等に警戒宣言が発令された場合の対策は次のとおりである。

- ・登下校時に警戒宣言が発令された場合は、直ちに帰宅するよう指導する。
- ・交通機関の利用時については、関係機関の責任者の指示に従うよう指導する。
- ・在宅中の時は、登校しないようにし、家族と共に行動するよう指導する。
- ・学童保育中の場合は、学童保育指導員の指示に従うよう指導する。

## 15. 生活関連施設対策

### (1) 上水道施設の確保

東海地震注意情報が発表された場合、あらかじめ配水池貯水量を最大限に維持するなど、需要量の増加に対する給水の確保、継続を図るとともに、住民に対して自ら飲料水の確保を図るよう広報する。

また、発災後に備えて、要員の確保、資機材等の事前配備、復旧体制の整備等、応急給水措置を講じる体制を確保し、応急措置を実施する。

### (2) 下水道施設

地震発生に備えて、被害を最小限とするために下水道施設の保守点検並びに応急復旧のための職員の配備及び資機材の点検、確保を行う。

### (3) 電力施設の確保

電力事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保するため、地震災害警戒本部の設置、資機材の確保、特別巡視、特別点検、通信網の確保、応急安全措置など必要な電力を供給する体制を確保し、応急措置を実施する。

### (4) 都市ガス施設等の安全等の確保

ガス事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造、供給を継続するが、発災後に備えて、要員・資機材の確保、施設の予防措置、広報の実施など応急措置を迅速に講じる体制を確保し、応急措置を実施する。

## (5) 電話（通信）の確保

電気通信事業者は、警戒宣言が発せられた場合、地震防災対策上重要な電話（通信）の確保を図るため、地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電源の確保、電話（通信）の疎通確保、安否確認に必要な措置等必要な体制を確保し、応急措置を実施する。

なお、これらの措置は、必要に応じて警戒宣言発令前からも実施する。

## 16. 金融機関の措置

### (1) 民間金融機関に係る措置

#### ①警戒宣言が発せられた場合の措置

窓口における営業は、普通預金（総合口座を含む）の払い戻しを除く全ての業務を停止する。なお、普通預金の払い戻しについても、来店中の顧客の払い戻しが終了次第停止する。

ただし、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、強化地域内の居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、必要な範囲内でキャッシュサービス等（現金自動支払機等を含む）の営業を継続するよう努める。

手形交換所における内国為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止し、不渡処分猶予等の措置を講じる。なお、この旨を店頭に掲示し、協力を求める。

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わない。ただし、この場合でも、関係機関と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講じる。

#### ②警戒解除宣言が発せられた場合等の措置

警戒解除宣言が発せられた場合又は地震発生後の営業については、開店の準備が整い次第、可及的速やかに再開する。

#### ③営業停止等の取引者への周知

営業停止等の取引者への周知については、それぞれの金融機関があらかじめ定めた方法で行う。

### (2) 郵便局

警戒宣言が発せられた場合、郵便局における業務の取り扱いを停止する。ただし、居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、必要な範囲内で郵便貯金の払戻しの窓口取扱い等を行う。また、郵便貯金自動預払機等については、可能な限り取り扱いを行う。

なお、警戒解除宣言が発せられた場合又は地震発生後については、速やかに営業を再開する。

### (3) 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社及び火災共済組合に係る措置

関東財務局横浜財務事務所は、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社等に対し、以下に掲げる措置を要請する。

#### ①警戒宣言が発せられた場合の措置

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、保険会社等において、営業所等における営業を停止する。

また、保険会社等は、営業停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載する等により、営業停止等を取引者

に周知徹底する。

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の保険会社等の円滑な遂行の確保を期すため、保険会社等において、営業の開始又は再開は行わない。

#### ②警戒解除宣言が発せられた場合等の措置

警戒解除宣言が発せられた場合には、保険会社において、可及的速かに平常の営業を行う。発災後の保険会社の応急措置については、適時、的確な非常金融措置を講じる。

### (4) 第一種金融商品取引業者（証券会社等）に係る措置

関東財務局横浜財務事務所は、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、以下に掲げる措置を要請するものとする。

#### ①警戒宣言が発せられた場合の措置

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、第一種金融商品取引業者において、営業所又は事務所の窓口における業務を停止する。

証券会社等において、業務停止等を行う店舗名等を、店頭掲示等の告示、新聞やインターネットのホームページに掲載する等により業務停止等を取引者に周知徹底する。

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社等の円滑な遂行の確保を期すため、証券会社等において窓口業務の開始又は再開は行わない。

#### ②警戒解除宣言が発せられた場合等の措置

警戒解除宣言が発せられた場合には、証券会社等において、可及的速かに平常の営業を行う。

発災後の証券会社等の応急措置については、適時、的確な非常金融措置を講じる。

## 17. 公共施設等に関する対策

### (1) 道路

道路管理者は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、交通の制限、工事中の道路における工事の中断等の措置を講ずる。

なお、緊急点検、巡視の具体的な実施方法及び実施体制については、別に定める。

### (2) 河川保全施設等

河川管理者は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに所管施設の緊急施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要な応急措置工事の中断等の措置を講ずる。

なお、緊急点検、巡視の実施方法及び実施体制については、別に定める。

### (3) 不特定かつ多数の者が出入りする施設等

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会福祉施設、学校等の不特定多数の者が出入りする施設における管理上の共通する措置はおおむね次のとおりである。なお、個別事項については、施設ごとに具体的な措置事項を別に定める。

- ・警戒宣言、東海地震予知情報等の入場者への伝達
- ・入場者の退避等の安全確保のための措置
- ・施設の防災点検、応急補修及び設備、備品等の転倒落下防止措置
- ・出火防止措置
- ・受水槽等への緊急貯水
- ・消防用設備の点検、整備と事前配備

#### (4) 地震防災応急対策の実施上重要な建物等

##### ①庁舎等の措置

警戒本部またはその支部がおかれる庁舎等の管理者は、「不特定かつ多数の者が出入りする施設」に掲げる措置を行うほか、次に掲げる措置を行う。

- ・自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ・無線通信機等、通信手段の確保
- ・警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

##### ②学校、社会教育施設等の措置

避難所または応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は「不特定かつ多数の者が出入りする施設」に掲げる措置を講ずるとともに、町が行う避難所または救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

### 18. 事業所等の措置

#### (1) 警戒宣言が発せられた場合の事業所の対応

- ①防火管理者、保安管理者などを中心に、地震災害を防止し又は軽減するための体制を確立する。
- ②テレビ・ラジオ等から情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速、正確に伝達する。
- ③地震防災応急計画ないし消防計画等に定められた分担に従って、地震災害を防止し又は軽減するため、次の措置を講じる。
  - ・火気使用設備等地震発生により出火原因になるものについては、原則として使用を中止する。
  - ・建物の防火上又は避難において重要な施設及び消防用設備等を点検する。
  - ・薬品類、危険物などの流出、漏えい防止を行う。
  - ・商品、事務機器及び窓ガラス等の転倒、落下防止を行う。
- ④火気使用店舗は原則として営業を自粛する。
- ⑤飲料水、非常食料、医薬品等を確保する。
- ⑥その他必要と思われる措置を講じる。

#### (2) 事業所等の従業員の帰宅措置

一般の事業所においては、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを原則とする。やむを得ず従業員を帰宅させる場合は、従業員数、最寄りの駅及び道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路に係る状況を確認したうえ、時差退社をさせる。

ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩又は自転車によるものとし、できるだけ交通機関の利用はしないものとする。また、自家用車による帰宅は行わないものとする。

なお、強化地域内では原則として鉄道の運行が中止されるので、遠距離通勤者で帰宅が困難となる者についてはそれぞれの事業所等において適切な措置を講じる。

### 19. 救援対策等

#### (1) 食料

町は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備えて備蓄物資等の確認及び協定等を締結している関係団体と連絡を取り、食料調達体制を確認するとともに食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段などの確保を図る。

## (2) 給水

### ①飲料水の事前確保

町は、警戒宣言発令とともにそれぞれの広報媒体並びに関係機関の協力を得て、需要家（一般家庭、その他の施設）に対して飲料水確保のための緊急貯水と呼びかける。

### ②給水量の確保

町は、東海地震注意情報が発表された場合、飲料水確保のための緊急貯水に対応する体制を整える。

### ③応急給水体制

町は、地震災害の発生に備えて飲料水の確保を行うとともに、応急給水のための要員、資機材及び運搬手段等を確保する。

鋼板プール並びにろ水機の管理者は、地震災害の発生に備えて速やかに使用できるよう体制を整える。

## (3) 生活必需物資等

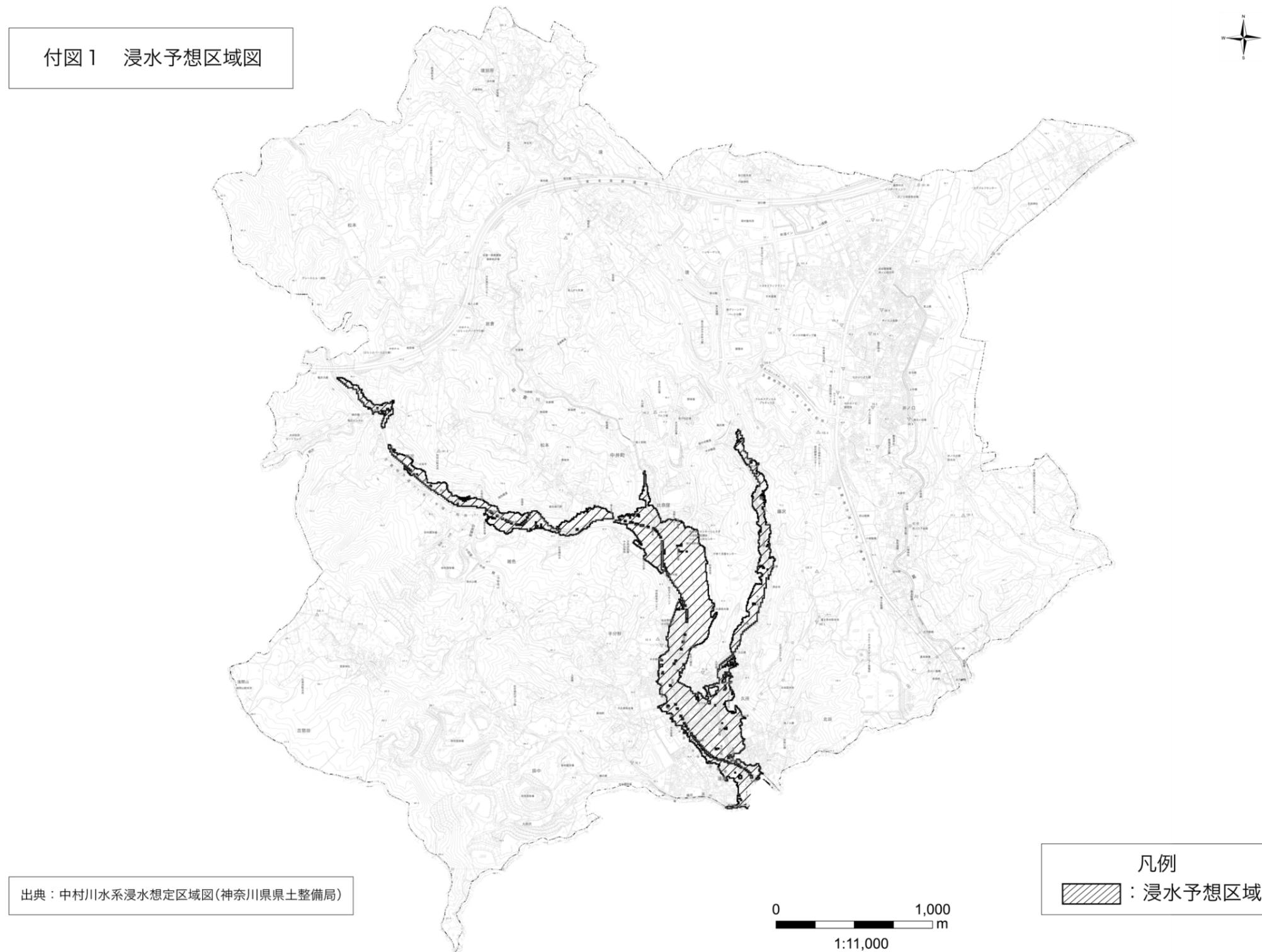
町は、警戒宣言発令とともに、地震災害発生に備えて備蓄物資を確認するとともに、協定書等を締結している関係業者、団体等と連絡をとり、生活物資の調達体制を整える。また、物資保有数を把握して物資供給のための要員及び運搬手段等を確保する。

## (4) 物価高騰の防止等のための要請

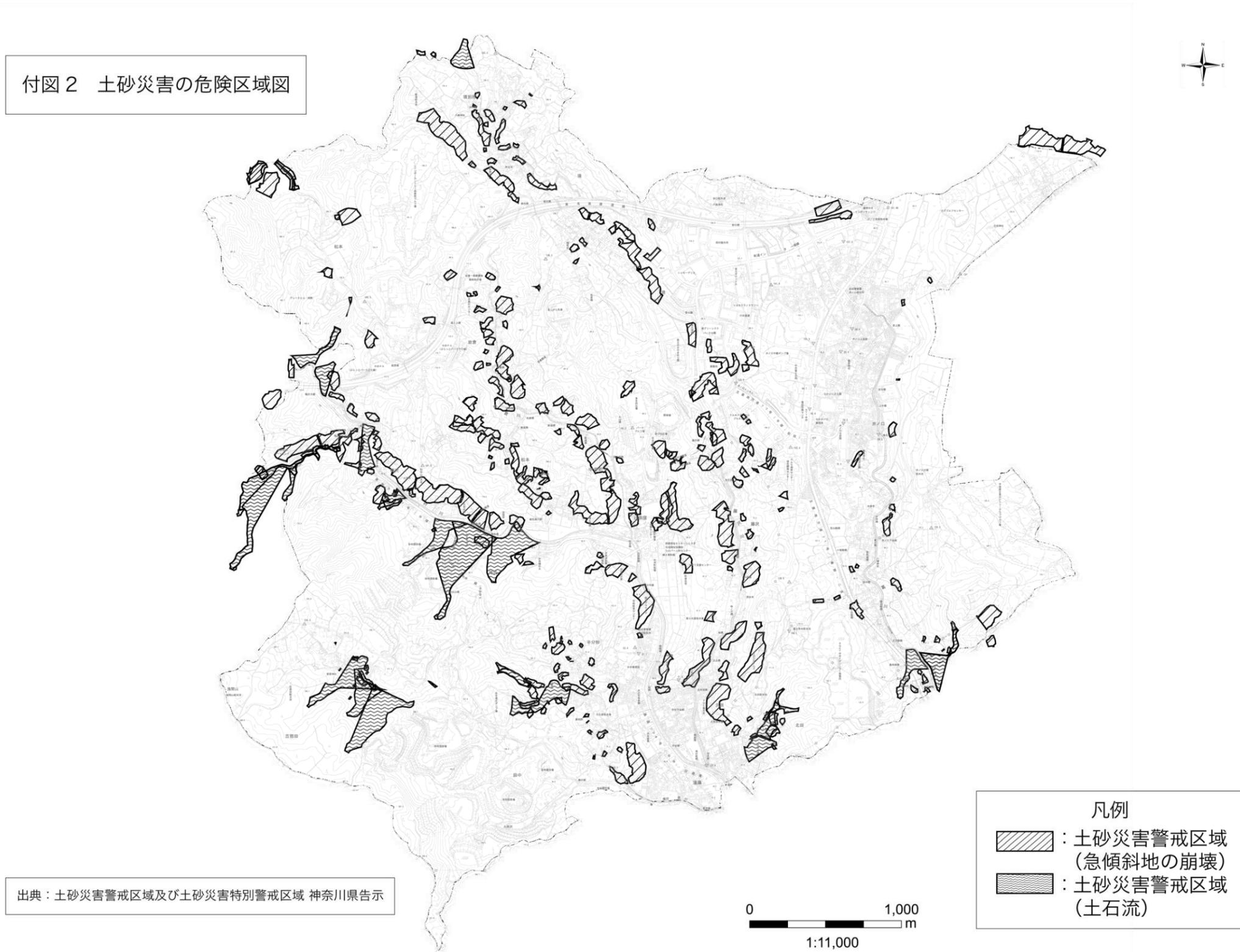
町は、県と連携し、警戒宣言が発せられた場合に、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買占め・売り惜しみが生じないよう事業所等に働きかけるものとする。

卷末付図

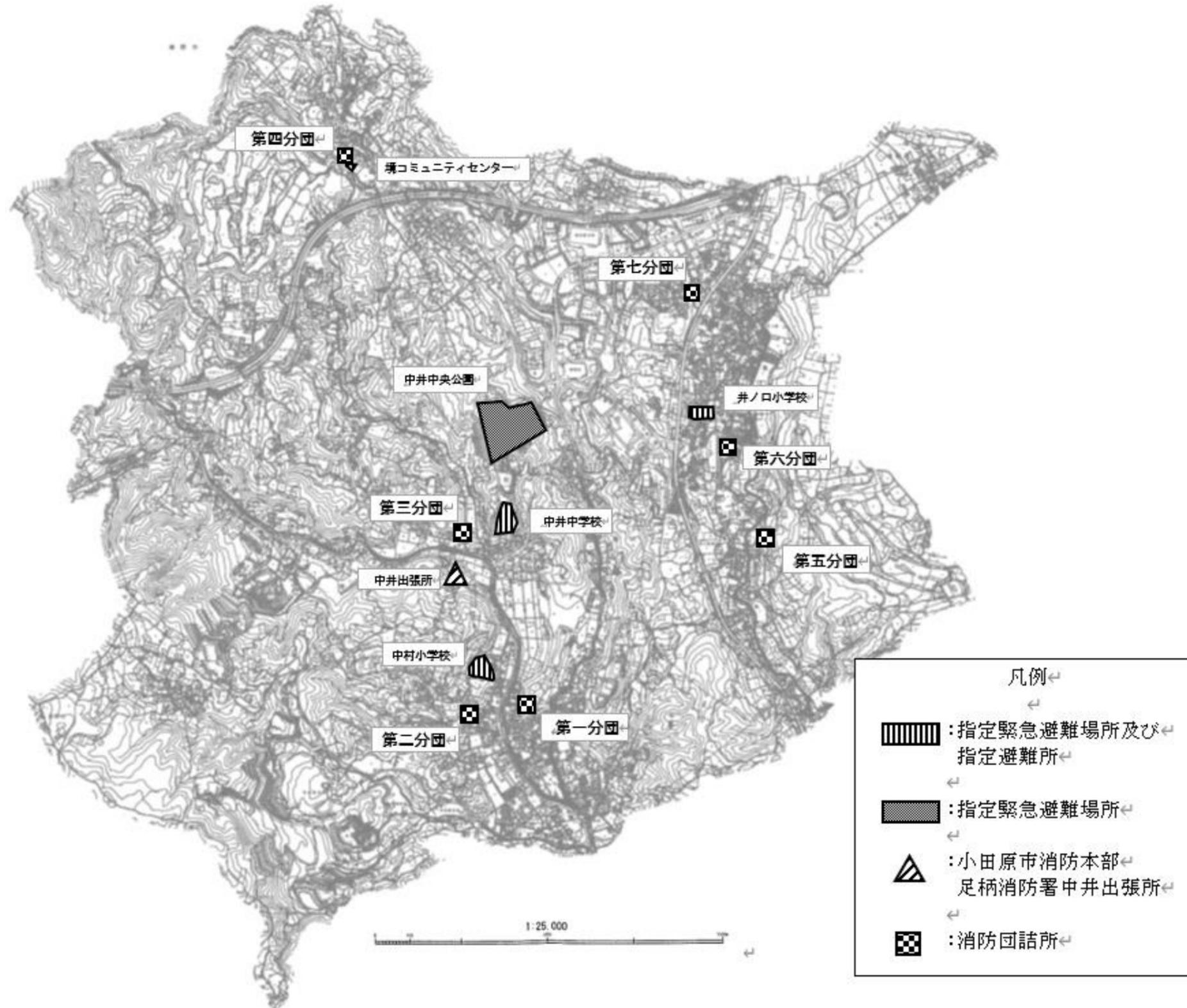
付図1 浸水予想区域図



付図2 土砂災害の危険区域図



付図3 指定緊急避難場所・指定避難所及び消防施設位置図



付図4 防災無線施設位置図

